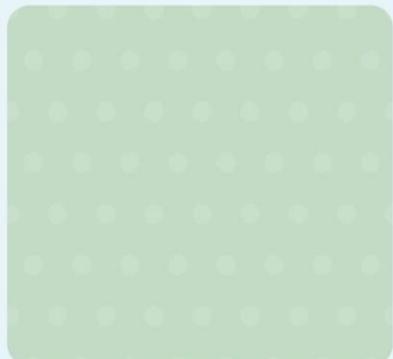




すべての子どもが幸せであり続ける
チルドレンファーストのまち



令和7年度
～
令和11年度



古賀市こども計画

は　じ　め　に

子どもと子育て世代を大切にすることは、私たち先行世代の「未来への責任」です。次世代、さらにその先の世代へ私たち以上に豊かな社会をつないでいくために、いま、私たちがなにをしていくべきかが問われています。

子どもの誕生前から乳幼児期、学童期、青年期と、子育て家庭を取り巻くニーズはその成長時期によって多種多様です。まず私たち行政が大切にすべきことは、ライフステージ毎の多様なニーズを的確に捉え、切れ目なく共に寄り添い歩んでいくことです。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもの利益を最優先にした「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが、社会全体で本格的に始まったところです。本市においても「チルドレンファースト」を市政の中心に据え、以前から子どもを権利の主体として尊重することを強く意識して市政運営を行ってきており、私と教育長で市内の小中学校を回るランチミーティングでは子どもたちの思いを直接聞く取組や高校生による政策提言を実施するなど、子どもや若者の意見表明の機会や社会参画の機会を確保し、対話しながら共にまちづくりを進めていく取組を続けております。また、令和6年度から高校生世代の子どもの通院、入院にかかる医療費を無償化するなど、子育て家庭に寄り添った支援を充実させてきました。

今後、すべての子どもの権利が守られ、自身のおかれた環境に左右されることなく、地域の中で安全、安心に成長できるよう、一人ひとりの成長・発達を支えるとともに、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを整え、本計画の基本理念である「すべての子どもが幸せであり続けるチルドレンファーストのまち」の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に際し、多大なご協力をいただきました古賀市子ども・子育て会議の委員のみなさまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきましたみなさま、パブリック・コメントなどを通して貴重なご意見をいただいたみなさまに心より感謝申し上げます。

今後とも、本市の子ども施策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年3月

古賀市長

田辺 一城

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定方法.....	4
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	6
1 統計データでみえる古賀市の現状.....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	18
3 ヒアリング調査からみえる現状.....	40
4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題.....	44
第3章 計画の基本的な考え方	52
1 基本理念.....	52
2 基本目標.....	53
3 施策の体系.....	54
第4章 施策の具体的な取組	55
1 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します.....	55
(A) 妊娠前から幼児期まで	55
(B) 学童期・思春期	58
(C) 青年期	61
2 チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します.....	62
3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します.....	68
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..	72
1 量の見込みと確保方策の考え方	72
2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	75
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	80
4 乳児等通園支援	81
5 教育・保育、乳児等通園支援の一体的提供及び推進等に関する事項	81
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	82
第6章 計画の推進体制	102
1 計画の推進	102
2 子どもの意見を尊重した施策の推進	102
3 実施状況の進捗管理	103
4 計画の周知	105
5 進捗をはかる指標	105

参考資料	109
1 古賀市子ども・子育て会議条例.....	109
2 計画策定の経緯.....	111
3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿.....	112
4 答申書.....	113
5 用語集.....	115



計画策定にあたって

I 計画策定の背景

(1) 社会動向

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子化の進行が深刻な問題となっており、働き手の減少による社会保険料負担の増加や、経済規模の縮小、都市部への人口流出などが懸念されています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しており、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学習環境や学校そのものについても働き方改革やデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進によって、大きな変化がみられます。

(2) 国の動向

国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、子どもの貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。なお、この法律は令和6年6月に改正され、名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実が図られています。

さらに、子ども・若者を取り巻く環境の変化や、社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、令和3年4月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、令和5年4月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。

また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等

を定める「こども大綱」が閣議決定され、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

さらに、令和6年4月には児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、「改正児童福祉法」が施行され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が行われました。

(3) 福岡県の動向

福岡県は、令和2年3月に次世代育成支援対策推進法（第9条）に基づく「福岡県次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法（第62条）に基づく「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」を合わせ持つ計画として、「第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定しています。

また、令和3年3月には子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）に基づく「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」、令和4年3月には福岡県青少年健全育成条例（第8条）と、子ども・若者育成支援推進法（第9条）に基づく「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定し、子ども・子育てに関わるさまざまな施策を展開しています。

2 計画策定の趣旨

本市は、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに「児童の権利に関する条約」の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざし、平成31年3月制定の「古賀市子ども・子育て支援条例」及び令和2年3月策定の第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、さまざまな子育て支援に取り組んできました。

令和4年3月に策定した第5次古賀市総合計画では、都市イメージ「ひと育つ こが育つ～人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ち続けるまち～」の実現に向けて、基本目標の一つとして「すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち」を掲げ、一人ひとりが個性を認め合い、子どもたちの育ちと学びをまちぐるみで支え、誰もが心豊かに自分らしく生きられるまちをめざしています。また、子ども子育てに関わる政策として、「子育て支援の充実」、「学校教育の充実」、「つながりを深める学ぶ機会の充実」、「人権と多様性の尊重」を進めています。

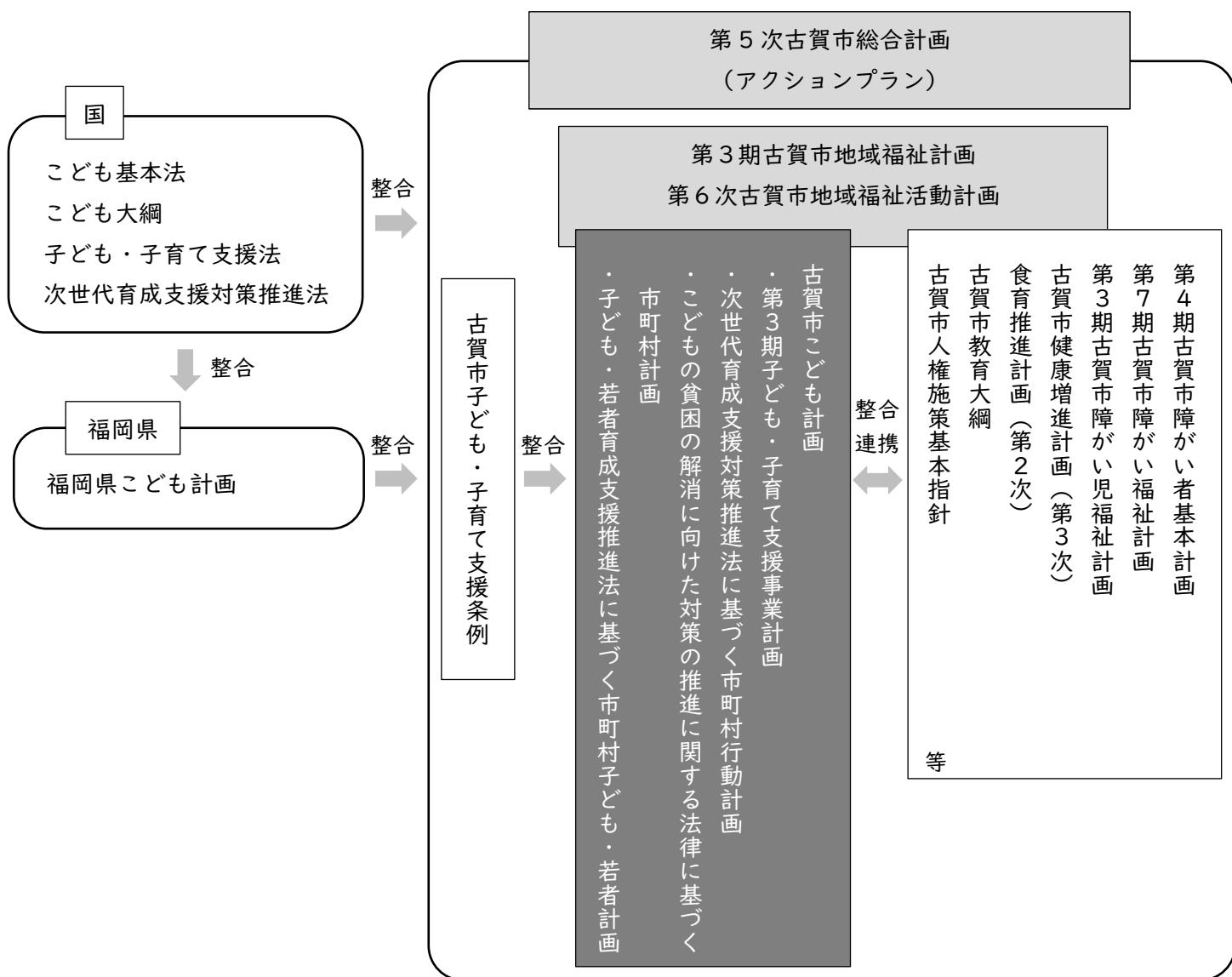
このように、これまでに国、県及び市ではさまざまな子育て支援に取り組んできましたが、少子化の進行には依然として歯止めがかかっておらず、少子化は本市のみならず全国的な課題となっています。さらに、子どもや子育て家庭を取り巻く課題も、ますます複雑化・多様化しています。

こうした状況の中で施行された「こども基本法」においては、市がこども大綱及び県こども計画を勘案し、市における子ども施策に関する計画を定めるよう努めることが求められています。

このたび策定する「古賀市こども計画」は、「こども基本法」の理念や「こども大綱」における子ども施策に関する基本的な方針などに基づき、本市の実情を踏まえながら、すべての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、つまり「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むために策定するものです。

3 計画の位置付け

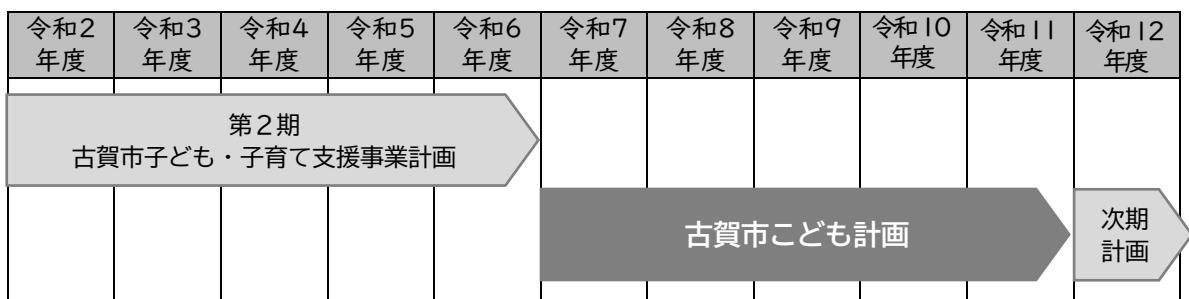
- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、本市が今後進める子ども・子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法の第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し一体的に策定しています。
- 古賀市子ども・子育て支援条例第4条に定める行動計画として位置づけます。
- 第5次古賀市総合計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。



4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

計画期間



5 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、住民の方の子ども・子育てに関する考え方や意見を聞き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

さらに、子ども・若者を対象にしたワークショップの開催、地域の子育て支援者に対してヒアリング調査を行い、子ども・子育てに関する貴重なご意見をいただきました。

① アンケート調査

調査地域

古賀市全域

調査の種類

- 子ども・子育て支援に関するアンケート
- 子どもの生活状況に関するアンケート
- 子ども・若者の意識に関するアンケート

調査対象者

- 【就学前児童の保護者】市内在住の就学前児童の保護者
- 【小学生の保護者】市内在住の全小学2・4・5年生の保護者
- 【小学生】古賀市立小学校に通う全小学6年生
- 【中学生】古賀市立中学校に通う全中学3年生
- 【小・中学生の保護者】古賀市立小学校・中学校に通う全小学6年生、中学3年生の保護者
- 【子ども・若者】市内在住の16歳から39歳の方

調査期間

令和6年5月27日～令和6年6月21日

調査方法

- 【就学前児童の保護者】
郵送による配布、郵送・WEBによる回答併用
- 【小学生の保護者】【小学生】【中学生】
- 【小・中学生の保護者】
学校を通じて配布、WEBによる回答
- 【子ども・若者】
郵送による配布、郵送・WEBによる回答併用

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,000 通	574 通	57.4%
小学2・4・5年生の保護者	1,690 通	757 通	44.8%
小学6年生	618 通	459 通	74.3%
中学3年生	581 通	401 通	69.0%
小学6年生・中学3年生の保護者	1,199 通	546 通	45.5%
子ども・若者（16歳～39歳）	698 通	235 通	33.7%

② ヒアリング調査

■ 子ども・若者グループ

項目	子ども・若者ワークショップ
開催日時	令和6年5月26日（日）午後2時～
場所	リーパスプラザこが
参加者	高校生・若者 8名、中学生 6名 計 14名
内容	テーマ1 「これまでを思い出そう！！ 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間って？」 テーマ2 「未来を語ろう！（10年後の子どもたち） 子どもたちにとって夢があるまちって？」

■ 地域支援者グループ

項目	地域支援者グループヒアリング
開催日時	令和6年6月29日（土）午後7時～
場所	リーパスプラザこが
参加者	地域支援者 12名
内容	テーマ1 「5年前と比べての変化を考えよう」 テーマ2 「子育て支援に取り組むみなさんからみえる 子育て世帯がかかえる現状と課題」

（2）古賀市子ども・子育て会議による審議

第2期子ども・子育て支援事業計画の評価は、毎年、前年度事業実績を古賀市子ども・子育て会議で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、進捗管理を実施してきました。

本計画の策定についても、各種調査の結果を基に、子育て当事者などの意見を反映できるよう当会議で審議しました。

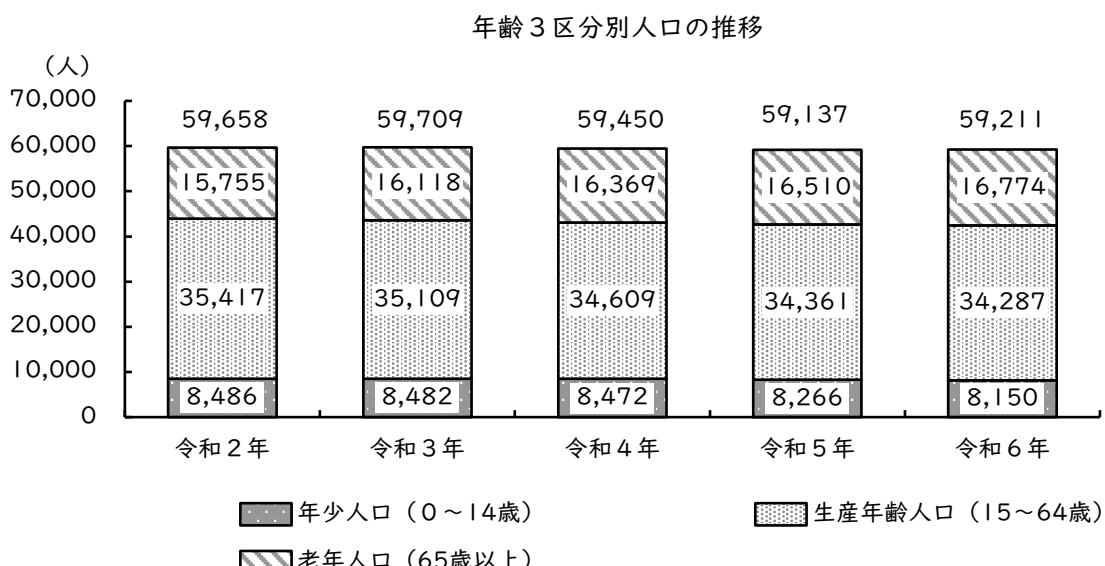
古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

I 統計データでみえる古賀市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

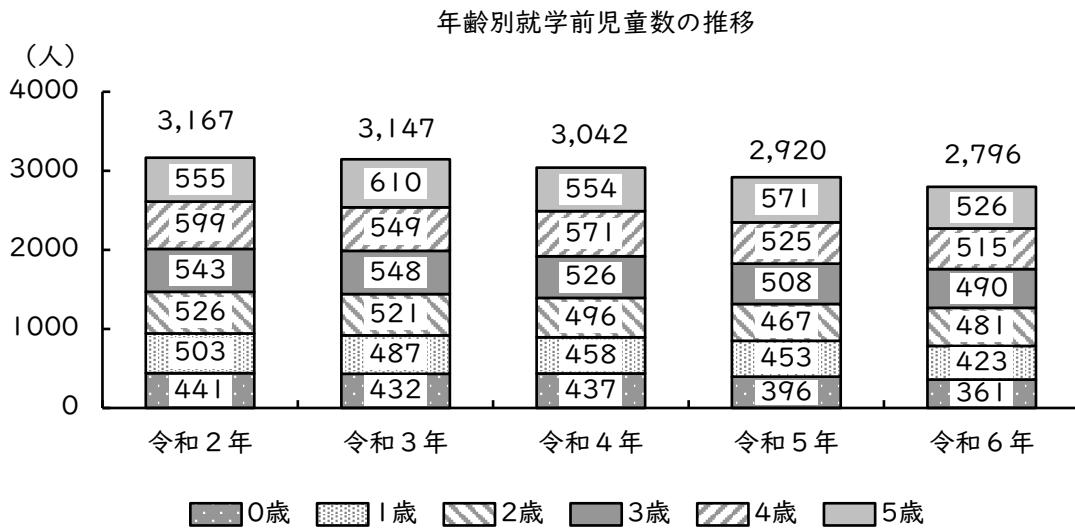
本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で59,211人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老人人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

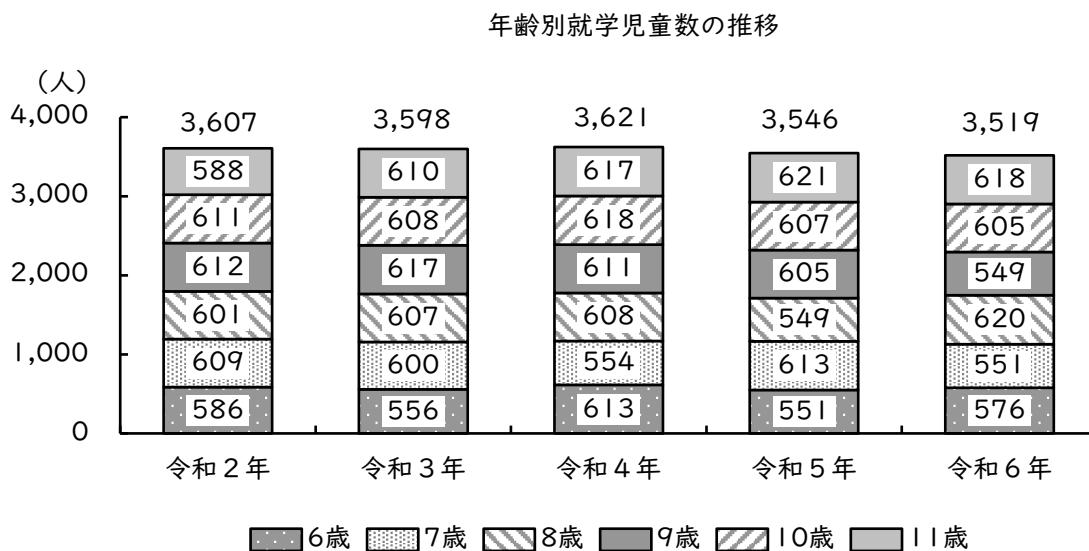
本市の0歳から5歳の子どもの人口は令和2年以降減少しており、令和6年現在で2,796人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子どもの人口は令和2年以降減少傾向となっており、令和6年現在で3,519人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で15,161世帯となっています。一方で、単独世帯の増加の影響もあって、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しており、令和2年で64.3%となっています。

一般世帯・核家族世帯の状況

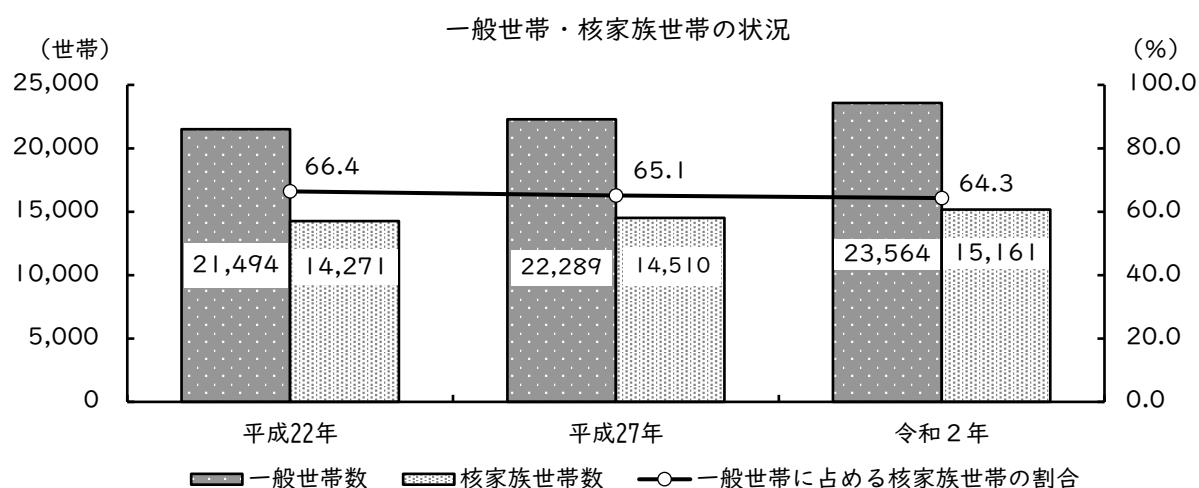
単位：世帯、人

一般世帯総数	親族世帯								非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数			
	核家族世帯				その他の親族世帯									
	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども										
平成22年	21,494	16,221	14,271	4,438	7,579	299	1,955	1,950	189	5,075	56,661			
平成27年	22,289	16,318	14,510	4,961	7,248	295	2,006	1,808	184	5,785	56,515			
令和2年	23,564	16,681	15,161	5,482	7,140	328	2,211	1,520	221	6,651	57,188			

※親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある方のみで構成される世帯。

※非親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係ない方を含んで構成される世帯。

資料：国勢調査



資料：国勢調査

② 6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の状況

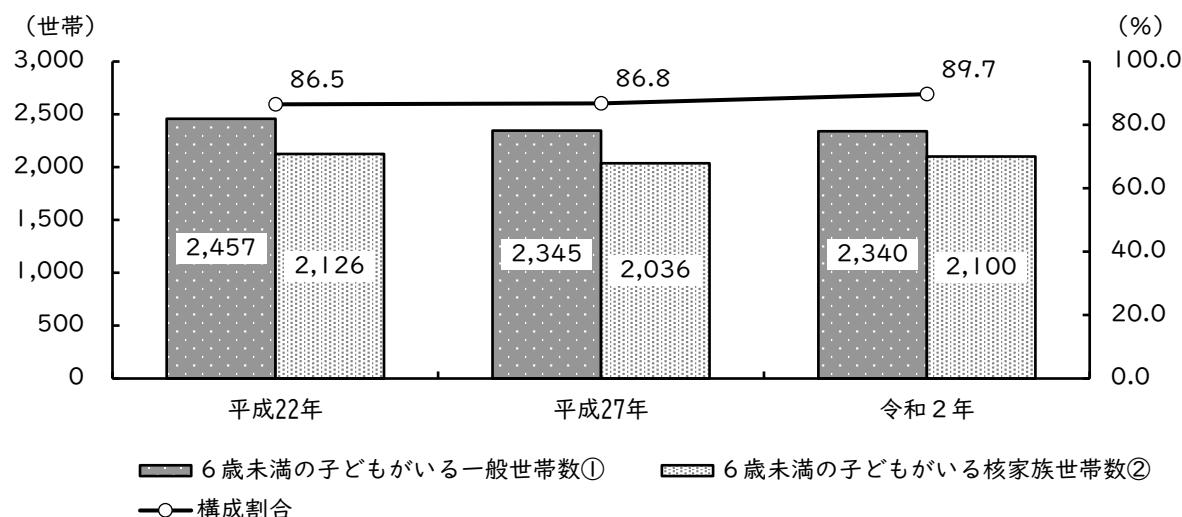
本市の6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯について、平成27年から令和2年にかけて6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少、核家族世帯数は増加、18歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数はともに増加しています。また、構成割合はいずれも増加しており、令和2年はそれぞれ89.7%、88.3%となっています。

6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の状況

単位：世帯、割合

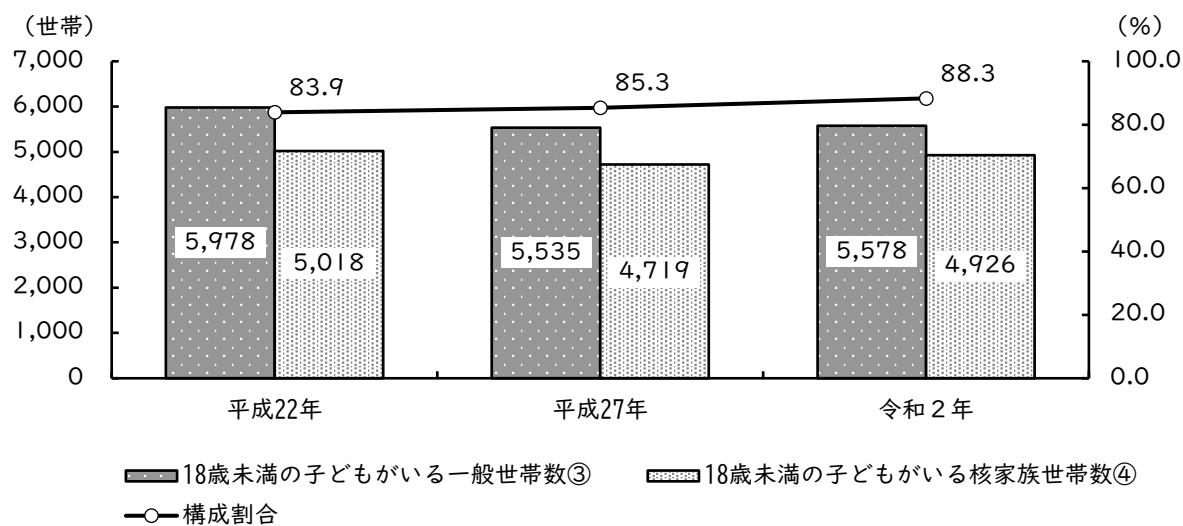
	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満の子どもがいる一般世帯数①	2,457	2,345	2,340
6歳未満の子どもがいる核家族世帯数②	2,126	2,036	2,100
構成割合②/①	86.5%	86.8%	89.7%
18歳未満の子どもがいる一般世帯数③	5,978	5,535	5,578
18歳未満の子どもがいる核家族世帯数④	5,018	4,719	4,926
構成割合④/③	83.9%	85.3%	88.3%

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

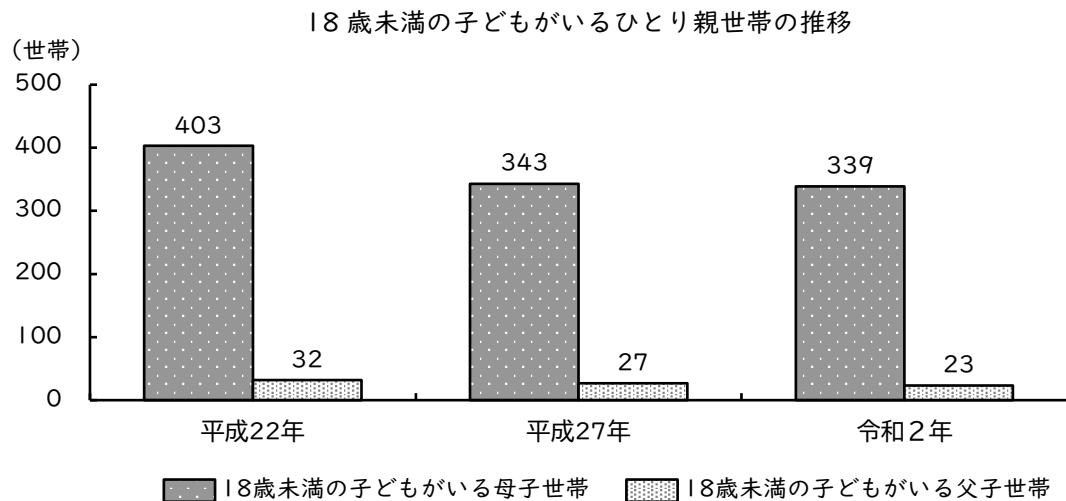
18歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

③ 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況について、母子世帯、父子世帯とともに減少しており、令和2年で母子世帯は339世帯、父子世帯は23世帯となっています。

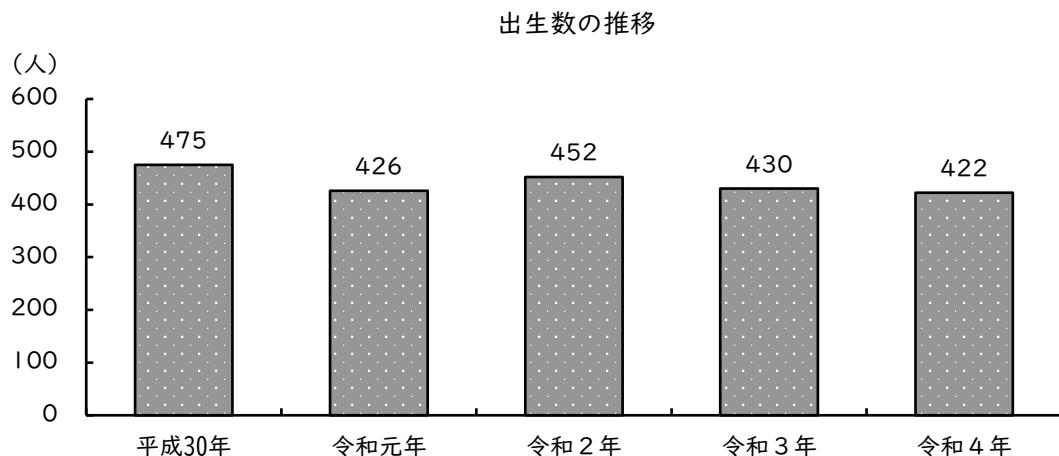


資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

① 出生数の推移

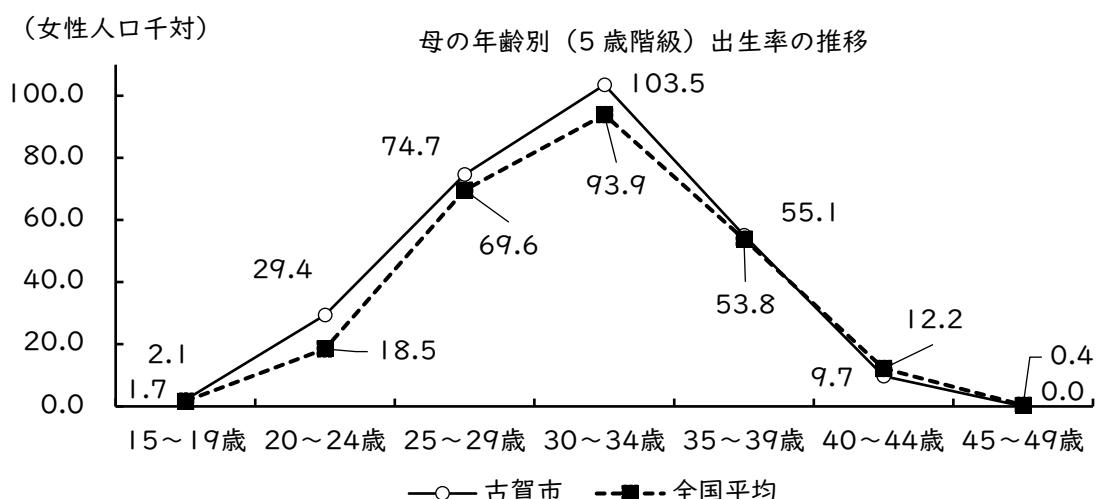
本市の出生数は、過去5年間において平成30年をピークに減少傾向にあり、令和4年で422人と過去5年間で53人減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計（各年4月1日）

② 母の年齢別（5歳階級）出生率の推移

令和4年の母の年齢別（5歳階級）出生率をみると、30～34歳が最も高く、103.5%で155人となっています。



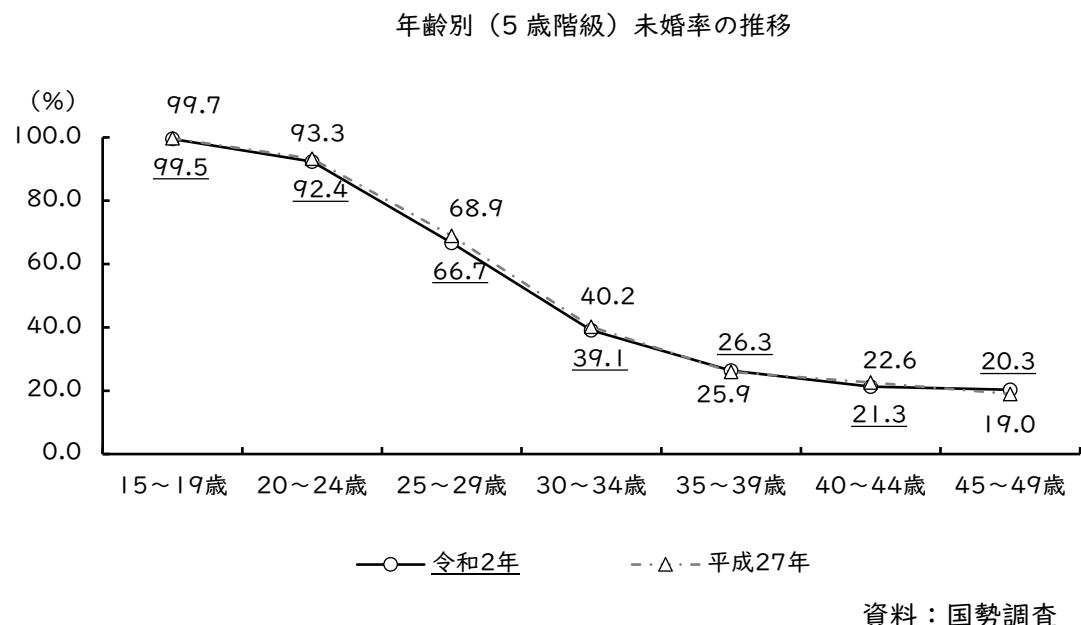
※ 厚労省統計に準ずる母の年齢別（年齢階級）出生率
古賀市のある年齢（年齢階級）の母が1年間に生んだ子の数÷古賀市のある年齢（年齢階級）の女性人口×1,000

資料：人口動態統計（令和4年）
住民基本台帳（令和4年）

(4) 未婚率の推移

① 年齢別（5歳階級）未婚率の推移

本市の年齢別未婚率は、平成27年と比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。

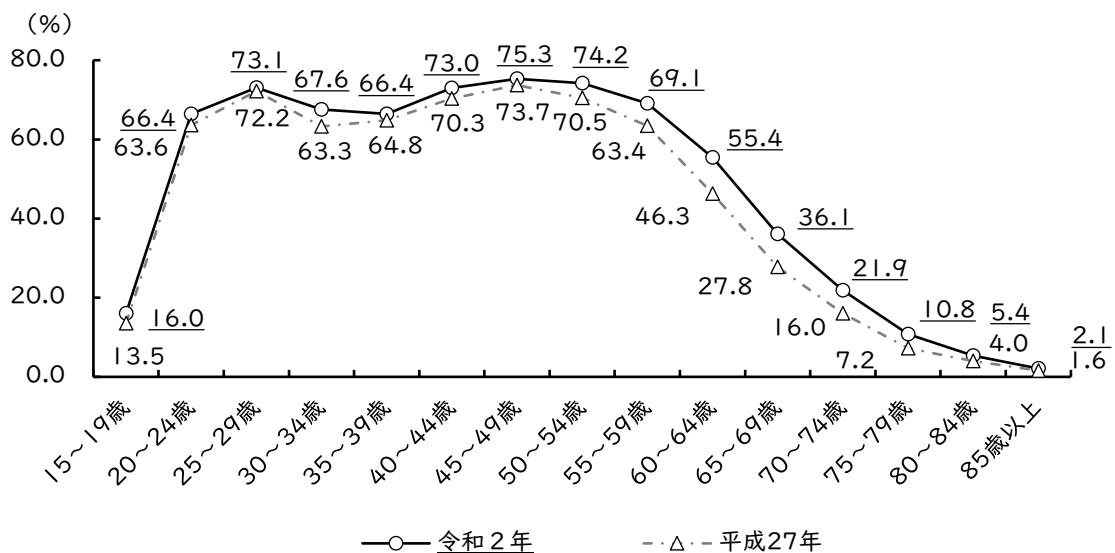


(5) 就業の状況

① 女性の年齢別（5歳階級）就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年と比べ、令和2年は、すべての年代で就業率が高くなっています。

女性の年齢別（5歳階級）就業率の推移

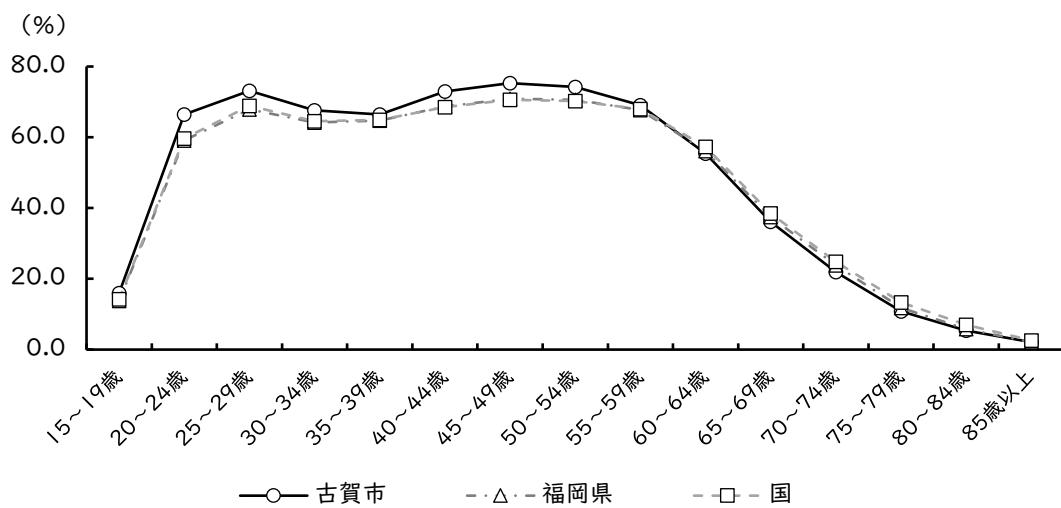


資料：国勢調査

② 女性の年齢別（5歳階級）就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を県、国と比較すると、15~59歳で県、国より高く、60歳以上は県、国を下回っています。

女性の年齢別就業率（令和2年 国・県比較）

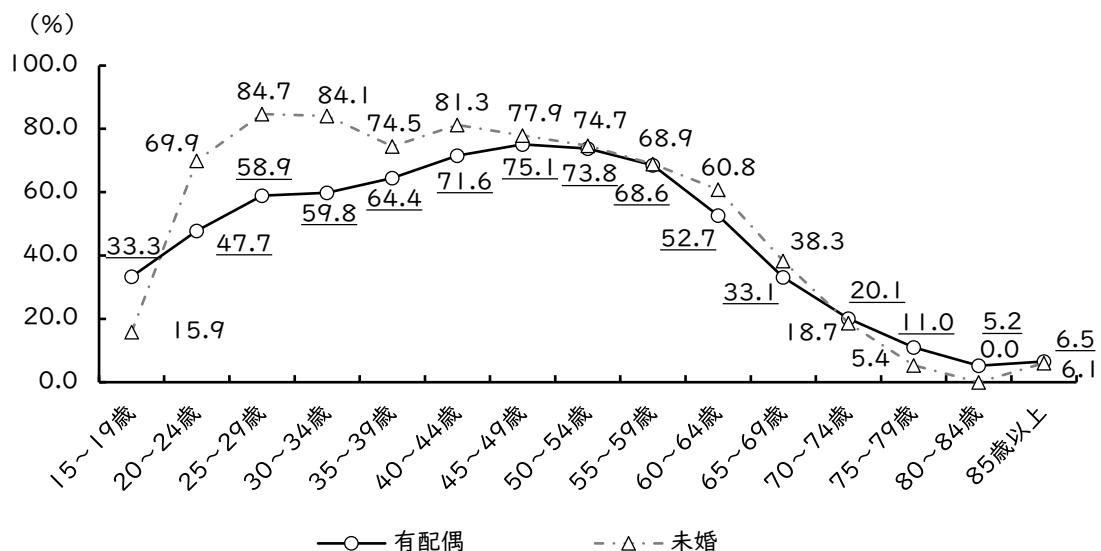


資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別（5歳階級）就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳～69歳までは有配偶者に比べ、未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（令和2年 有配偶・未婚比較）

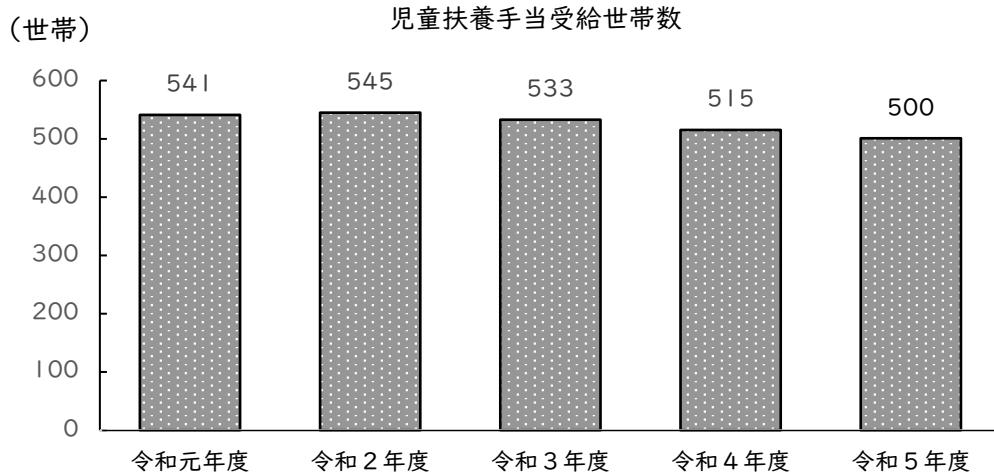


資料：国勢調査（令和2年）

(6) その他の状況

① 児童扶養手当受給世帯数

本市の児童扶養手当受給世帯数は、令和2年度までは概ね横ばいで推移しておりましたが、直近3年は微減傾向にあります。



資料:古賀市(各年度3月末)

② 児童扶養手当受給世帯の状況

本市の児童扶養手当受給世帯の状況は、母子世帯、父子世帯とともに、離婚に起因する事が最も多く、令和6年(3月末現在)であわせて420世帯となっています。

児童扶養手当受給世帯の状況

単位：世帯

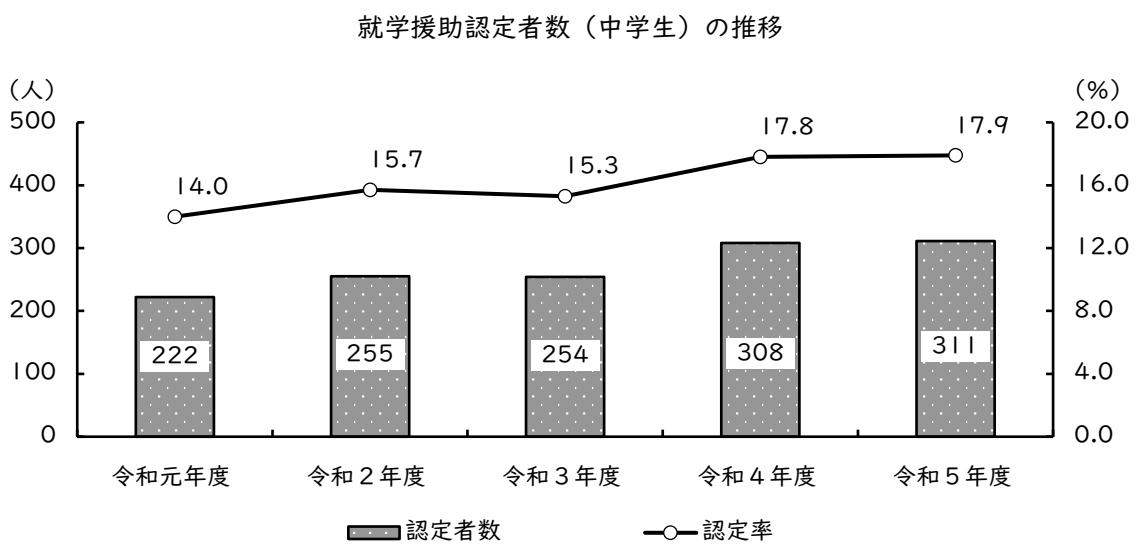
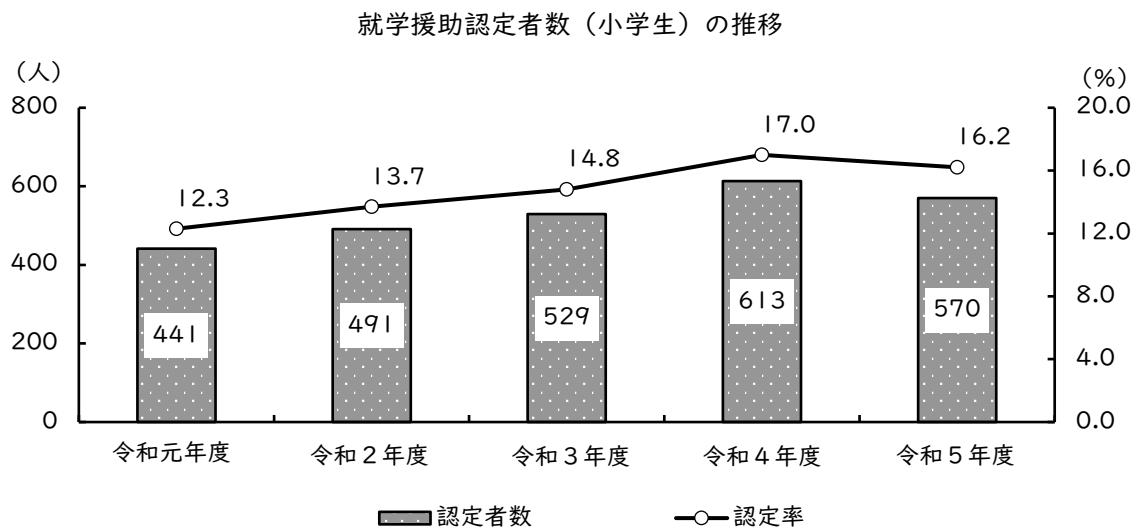
	離婚	死別	未婚	障がい	遺棄	その他 ※	計
母子世帯	401	2	59	1	2	14	479
父子世帯	19	1	0	0	0	0	20
その他	0	0	0	0	0	1	1
合計	420	3	59	1	2	15	500

※きょうだい児童の状況がそれぞれ異なる場合や、いずれの項目にも該当しない場合

資料：古賀市（令和6年3月末現在）

③ 小・中学生の就学援助の状況

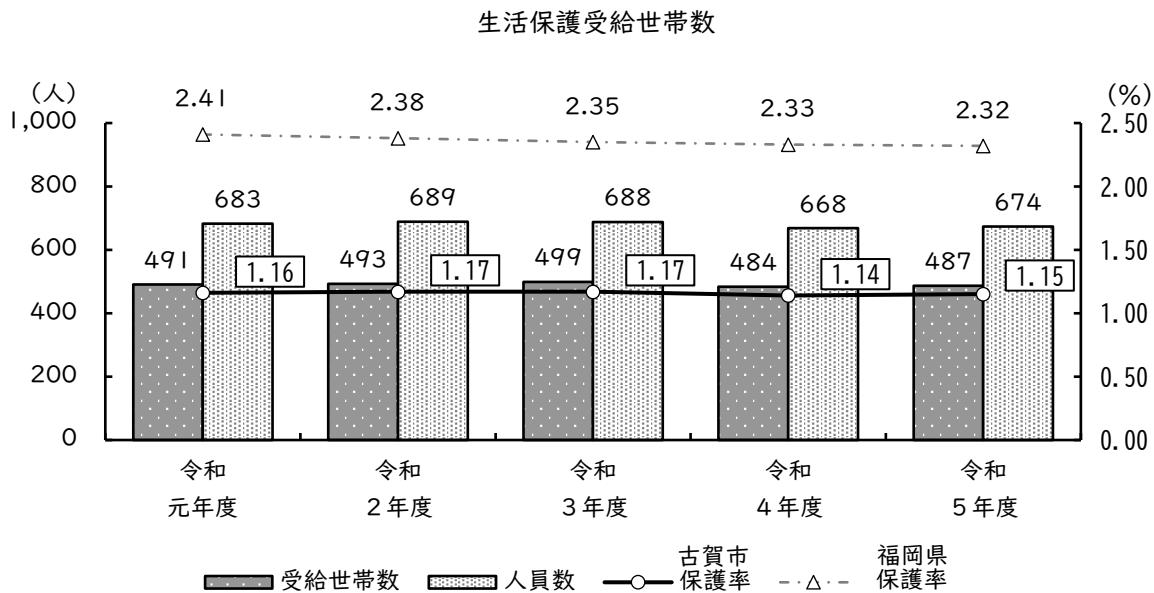
本市の小・中学生における就学援助認定者数は増加傾向にあります。令和5年度で、小学生は、認定者数が570人、認定率は16.2%となっています。中学生は、認定者数が311人、認定率が17.9%となっています。



資料：古賀市

④ 生活保護受給世帯数

本市の生活保護受給世帯数は、令和5年度で487世帯、674人となっています。保護率を福岡県と比較すると、令和元年度以降、低い水準で推移しています。



※4月～翌3月までの12か月分の数値を算出した後、12で除して算出した値

資料：福岡県

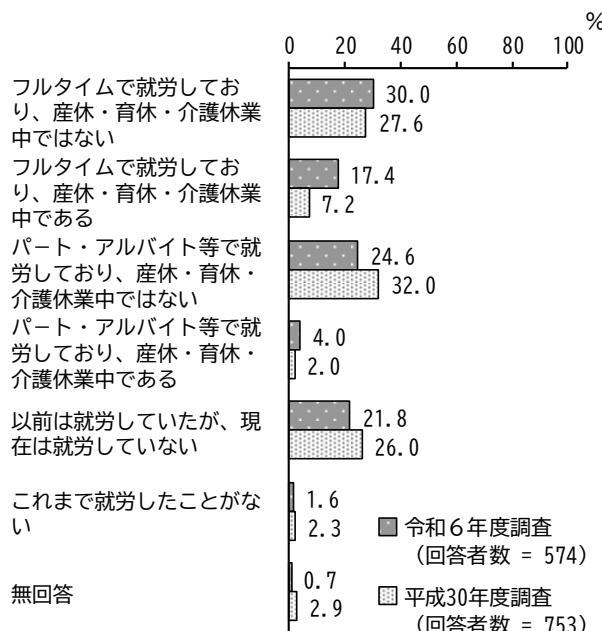
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 就学前児童保護者アンケート

① 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.8%となっています。

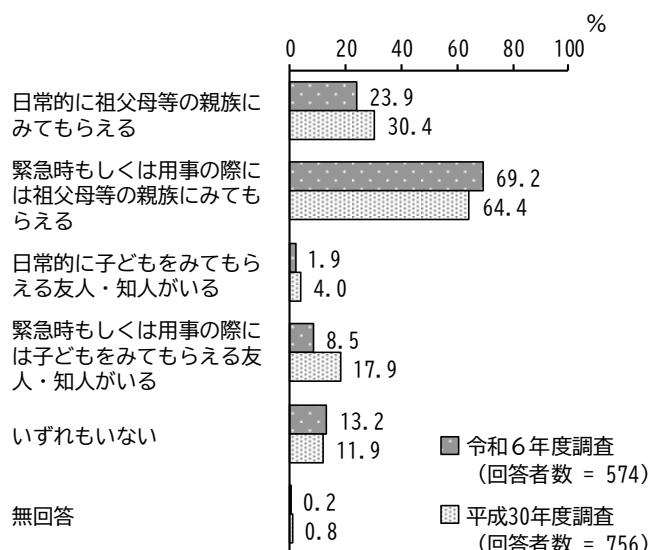
平成30年度調査と比較すると、「フルタイムでの就労」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。



② 保護者以外で子どもの面倒をみてもらえる人の状況

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が69.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.9%、「いずれもいない」の割合が13.2%となっています。

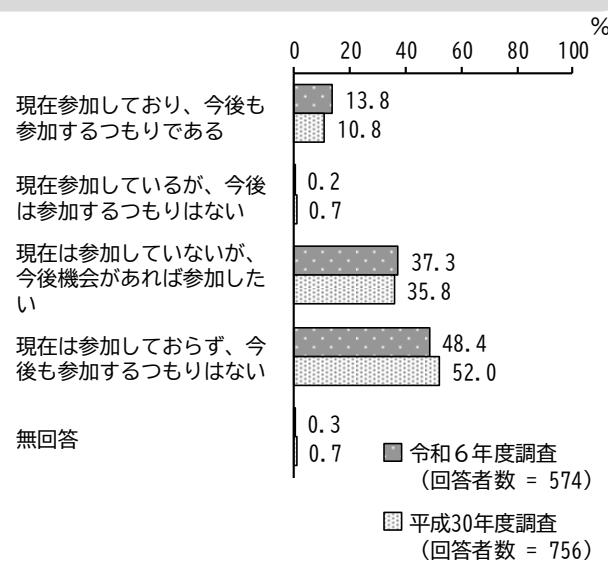
平成30年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。



③ 子育てサークルなどへの参加状況

「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が37.3%、「現在参加しており、今後も参加するつもりである」の割合が13.8%となっています。

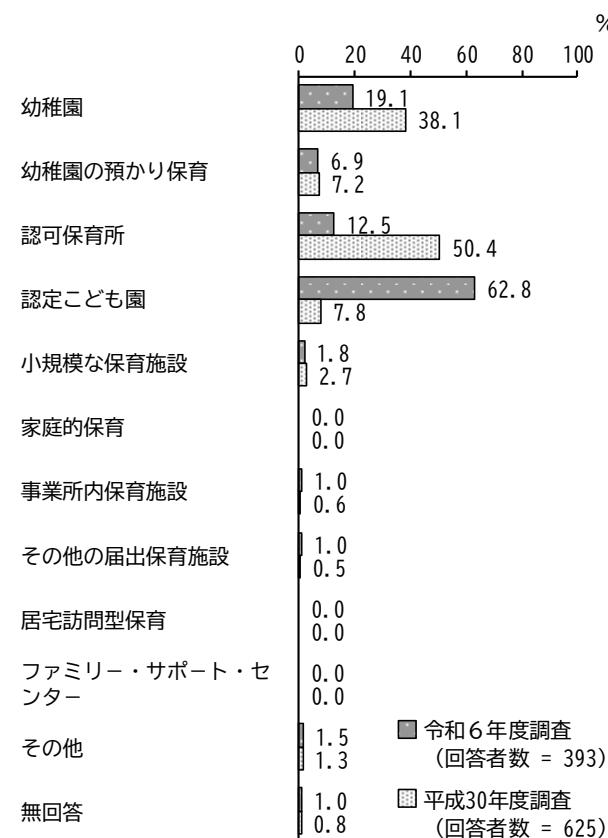
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 平日、「定期的に」利用している教育・保育事業

「認定こども園」の割合が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が19.1%、「認可保育所」の割合が12.5%となっています。

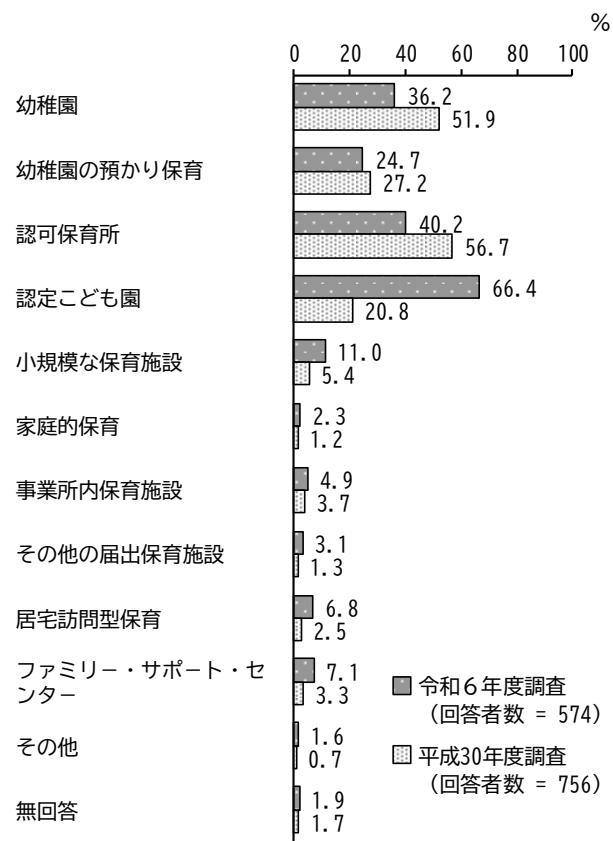
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。



⑤ 平日、「定期的に」利用したいと思う教育・保育事業

「認定こども園」の割合が66.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.2%、「幼稚園」の割合が36.2%となっています。

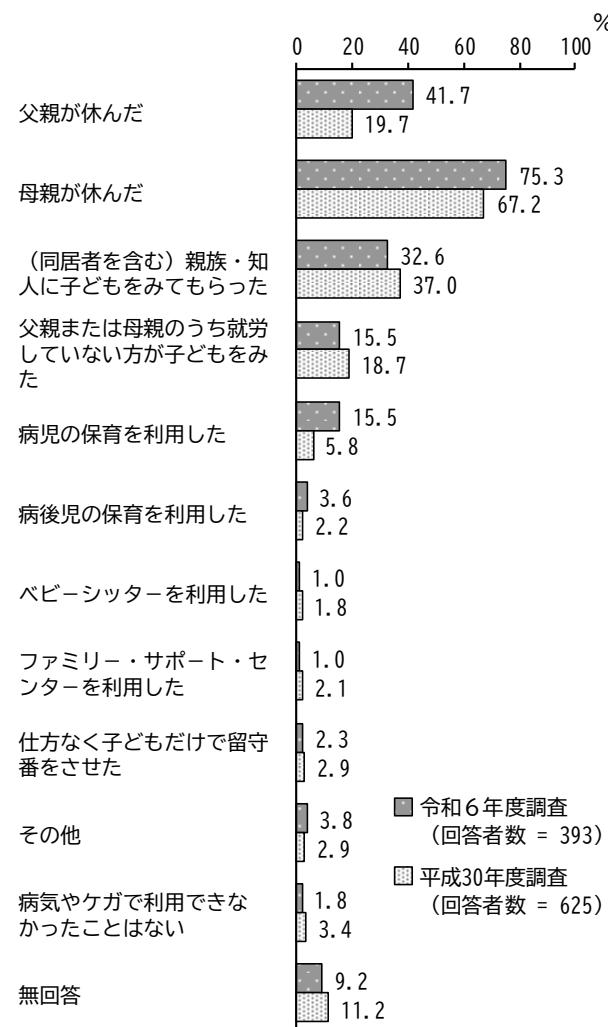
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。



⑥ 子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法

「母親が休んだ」の割合が75.3%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が41.7%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.6%となっています。

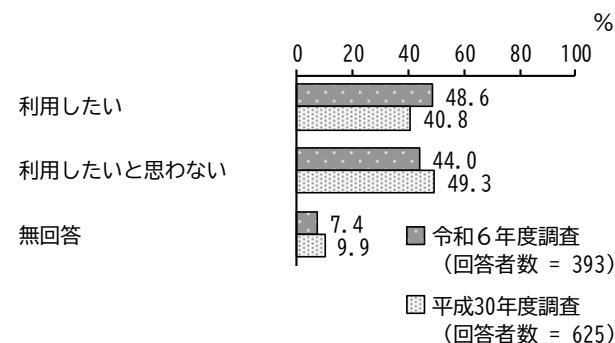
平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」「病児の保育を利用した」の割合が増加しています。



⑦ 病児保育の利用希望

「利用したい」の割合が48.6%、「利用したいと思わない」の割合が44.0%となっています。

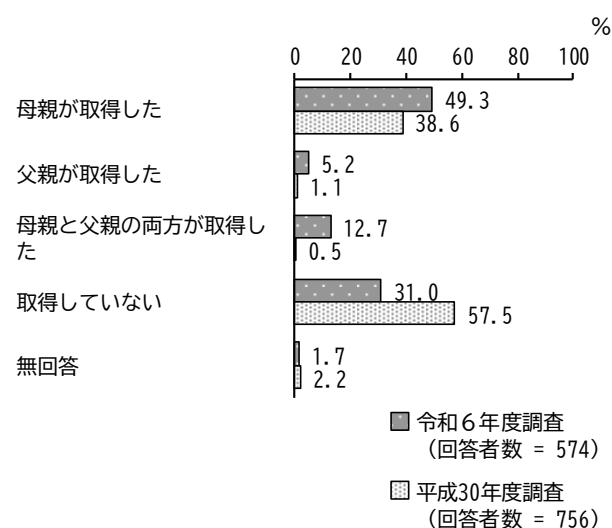
平成30年度調査と比較すると、「利用したい」の割合が増加しています。一方、「利用したいと思わない」の割合が減少しています。



⑧ 育児休業の取得状況

「母親が取得した」の割合が49.3%と最も高く、次いで「取得していない」の割合が31.0%、「母親と父親の両方が取得した」の割合が12.7%となっています。

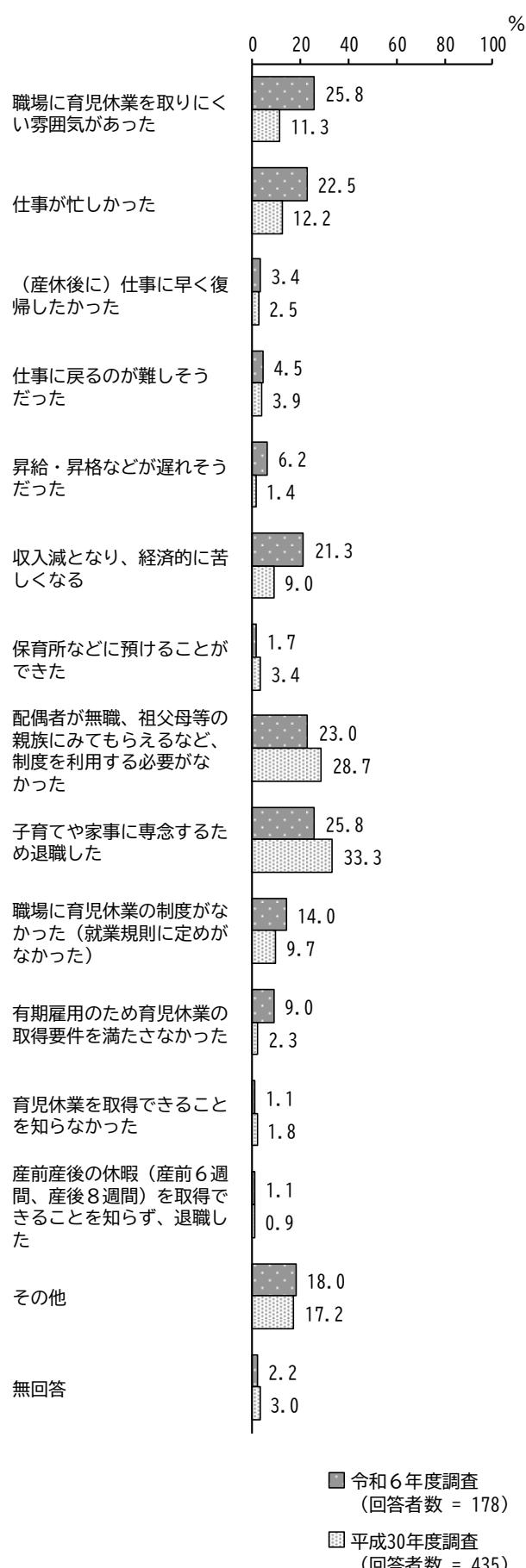
平成30年度調査と比較すると、「母親が取得した」「母親と父親の両方が取得した」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



⑨ 育児休業を取得していない理由

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が25.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が23.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。



⑩ 「子どもの権利」の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が40.2%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が32.4%、「知らなかった」の割合が26.8%となっています。

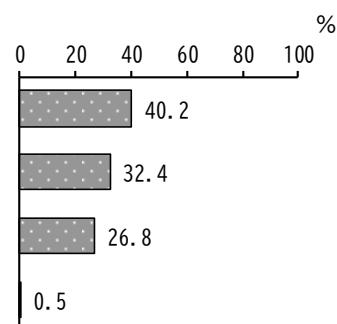
回答者数 = 574

名前も内容も知っている

名前は知っているが内容は
知らなかった

知らなかった

無回答



⑪ 子どもの意見を取り入れているか

「常にしている」の割合が54.0%と最も高く、次いで「ときどきしている」の割合が39.7%となっています。

回答者数 = 574

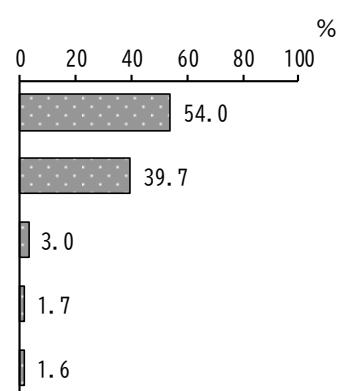
常にしている

ときどきしている

あまりしていない

まったくしたことがない

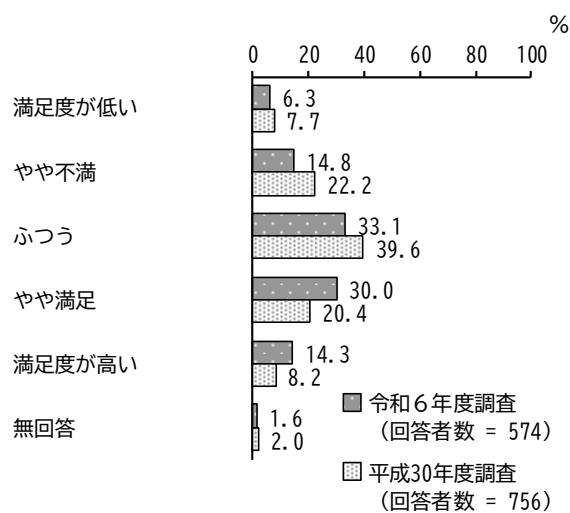
無回答



⑫ 子育ての環境や支援への満足度

「ふつう」の割合が33.1%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が30.0%、「やや不満」の割合が14.8%となっています。

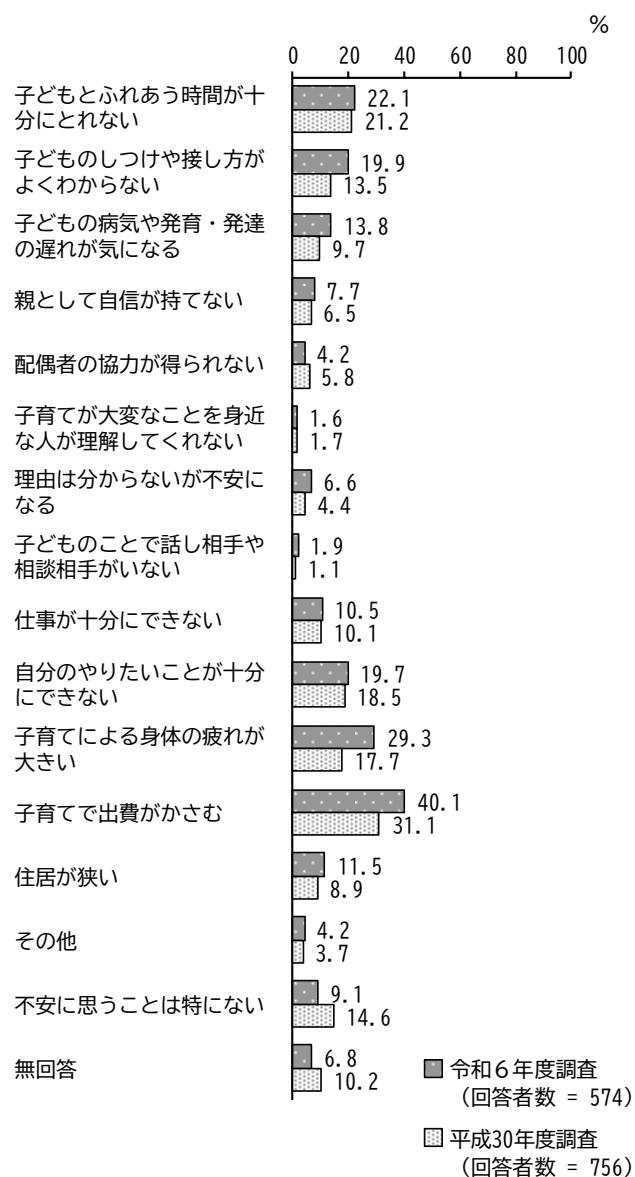
平成30年度調査と比較すると、「やや満足」「満足度が高い」の割合が増加しています。一方、「やや不満」「ふつう」の割合が減少しています。



⑬ 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

「子育てで出費がかさむ」の割合が40.1%と最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」の割合が29.3%、「子どものしつけや接し方が十分にとれない」の割合が22.1%となっています。

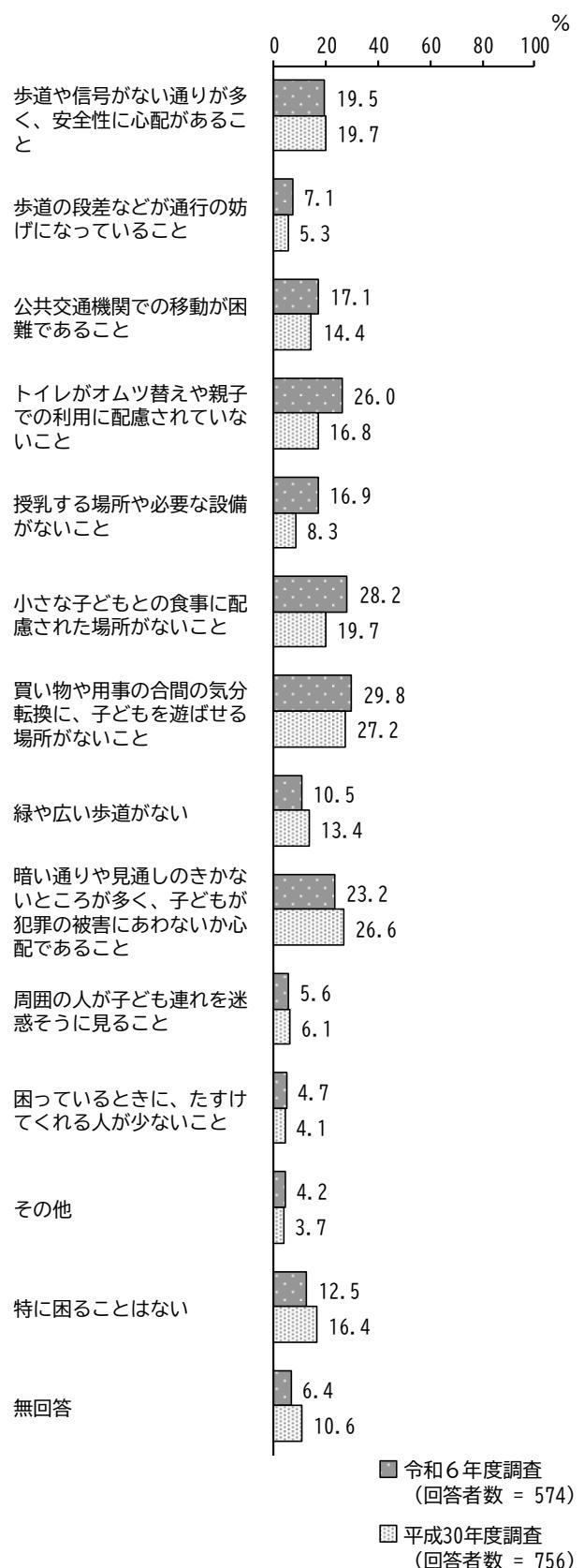
平成30年度調査と比較すると、「子どものしつけや接し方がよくわからない」「子育てによる身体の疲れが大きい」「子育てで出費がかさむ」の割合が増加しています。一方、「不安に思うことは特になく」の割合が減少しています。



⑭ 子どもと外出する際に困ったこと、困ること

「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が29.8%と最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が28.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」の割合が26.0%となっています。

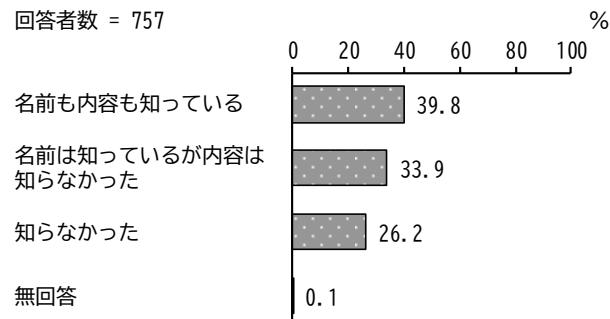
平成30年度調査と比較すると、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「授乳する場所や必要な設備がないこと」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が増加しています。



(2) 小学生保護者アンケート

① 「子どもの権利」の認知度

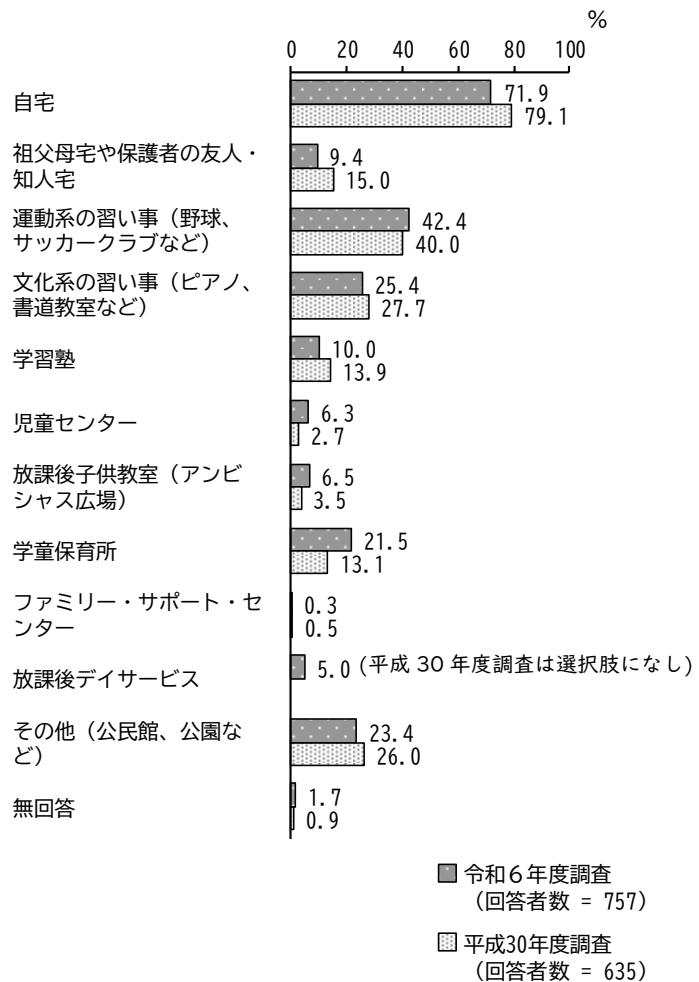
「名前も内容も知っている」の割合が39.8%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が33.9%、「知らなかった」の割合が26.2%となっています。



② 放課後に過ごす場所

「自宅」の割合が71.9%と最も高く、次いで「運動系の習い事（野球、サッカーカラーブなど）」の割合が42.4%、「文化系の習い事（ピアノ、書道教室など）」の割合が25.4%となっています。

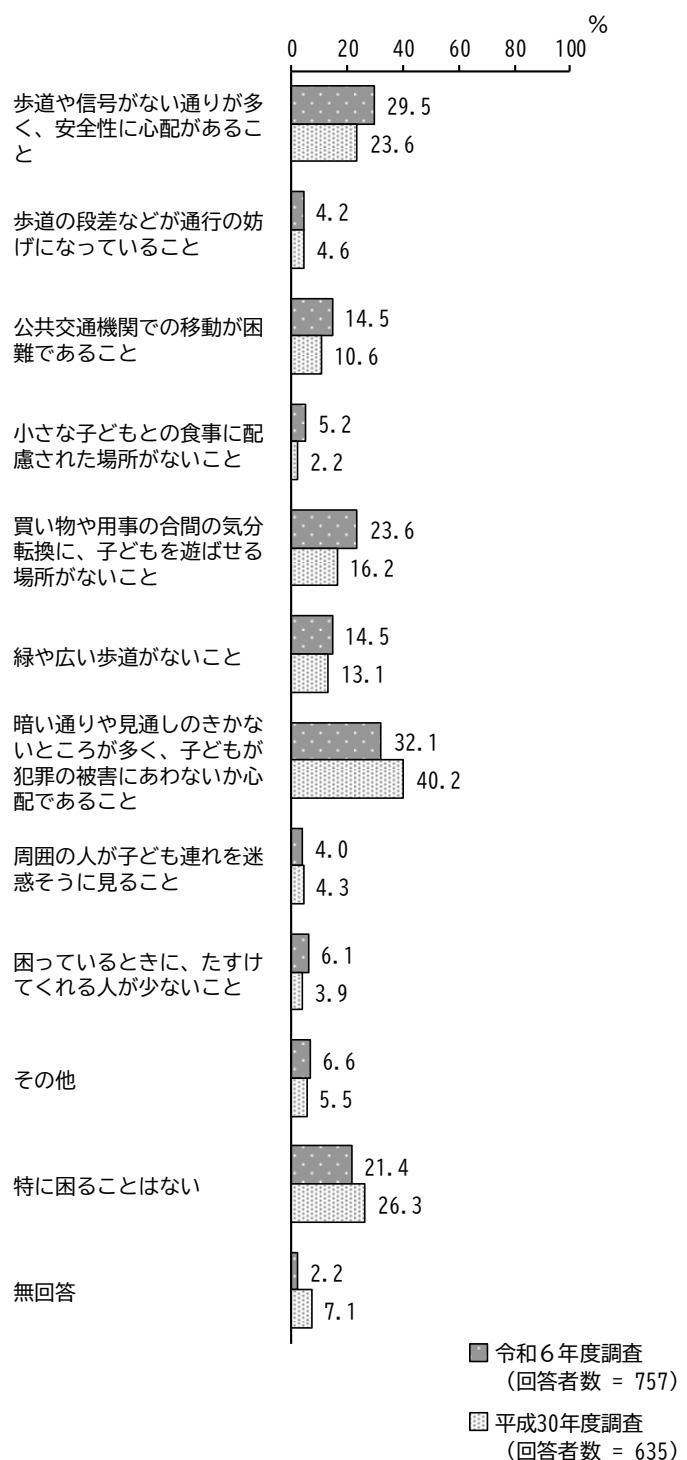
平成30年度調査と比較すると、「学童保育所」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や保護者の友人・知人宅」の割合が減少しています。



③ 子どもと外出する際に困ったこと、困ること

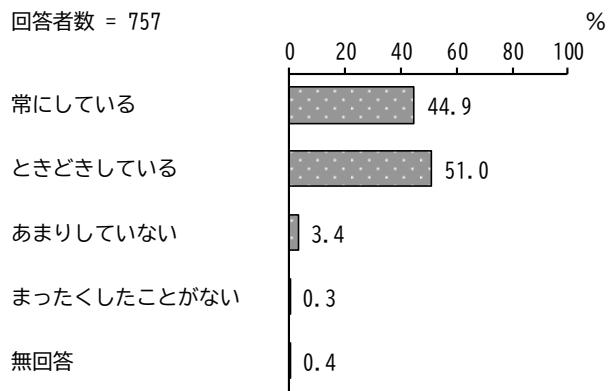
「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が32.1%と最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配があること」の割合が29.5%、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が23.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配があること」「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」などの割合が増加しています。一方、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が減少しています。



④ 子どもの意見を取り入れているか

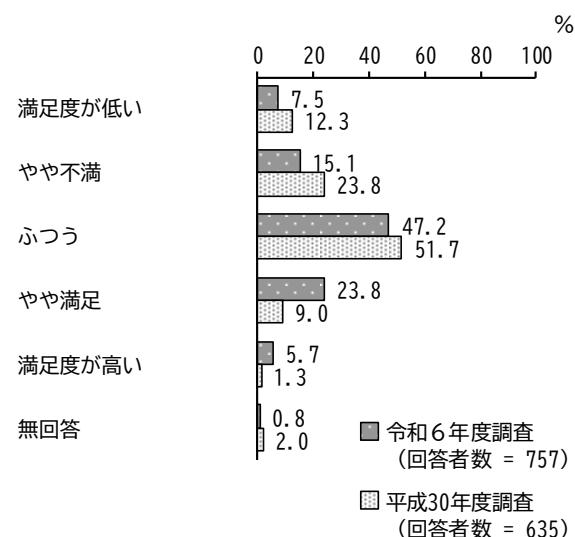
「ときどきしている」の割合が51.0%と最も高く、次いで「常にしている」の割合が44.9%となっています。



⑤ 子育ての環境や支援への満足度

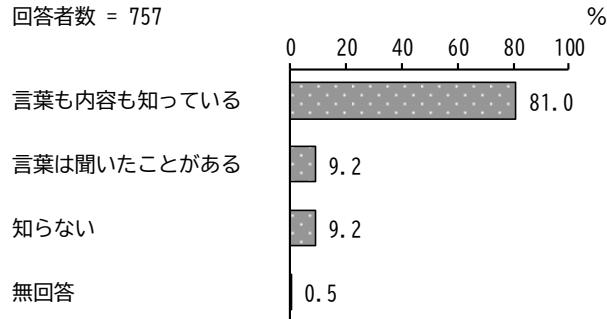
「ふつう」の割合が47.2%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が23.8%、「やや不満」の割合が15.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。一方、「やや不満」の割合が減少しています。



⑥ ヤングケアラーの認知度

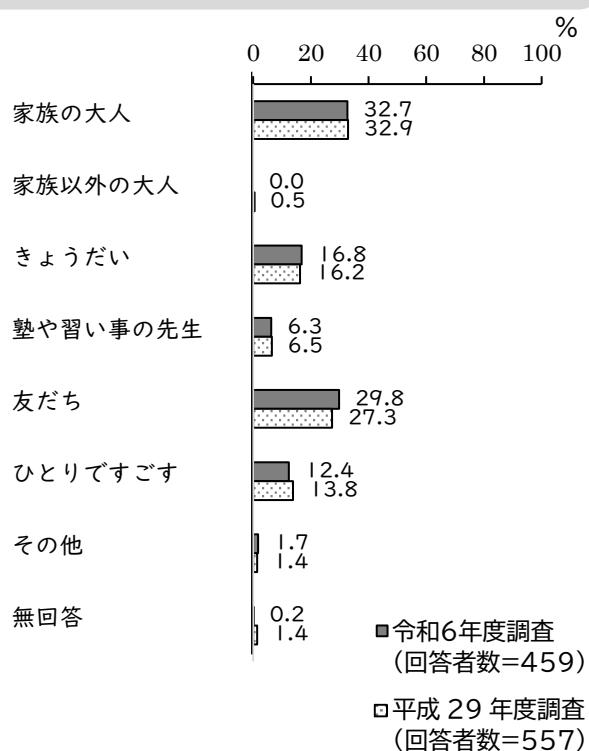
「言葉も内容も知っている」の割合が81.0%と最も高くなっています。



(3) 小学6年生アンケート

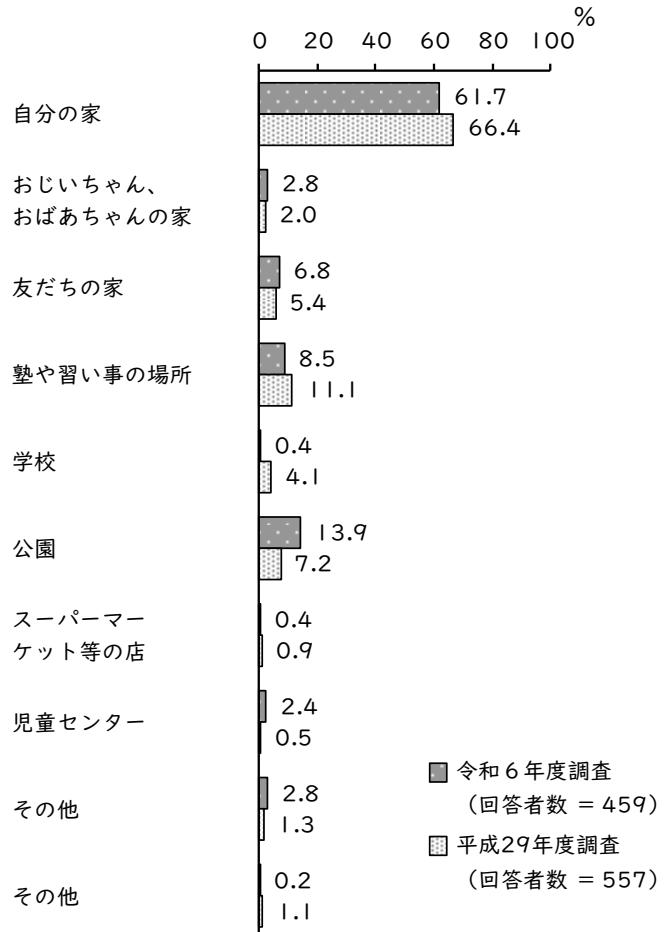
① 放課後に一番多く一緒に過ごす人

「家族の大人」の割合が32.7%と最も高く、次いで「友だち」の割合が29.8%、「きょうだい」の割合が16.8%となっています。



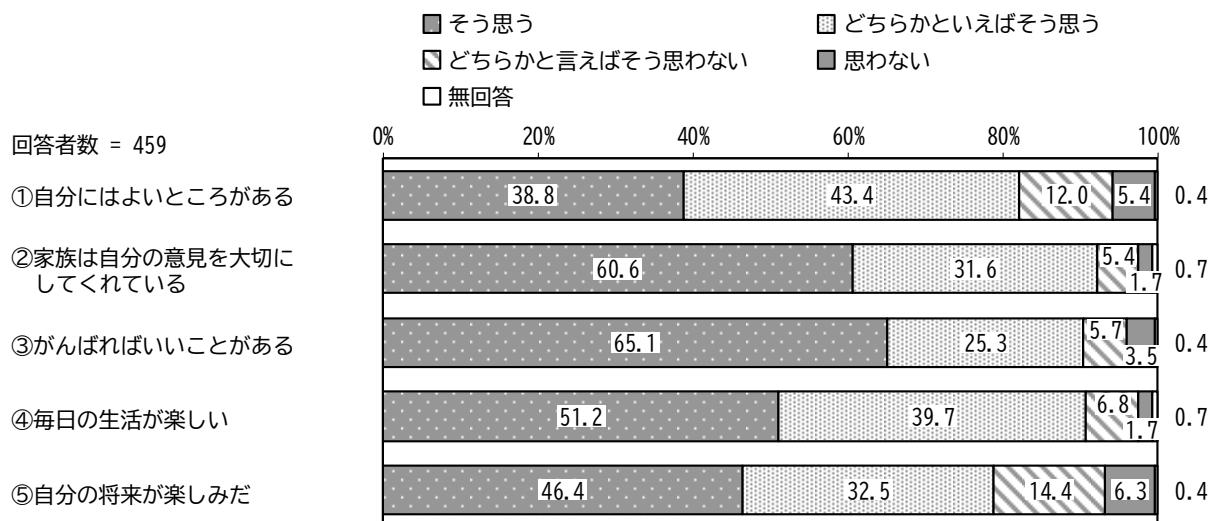
② 放課後に一番多く過ごす場所

「自分の家」の割合が61.7%と最も高く、次いで「公園」の割合が13.9%、「塾や習い事の場所」の割合が8.5%となっています。



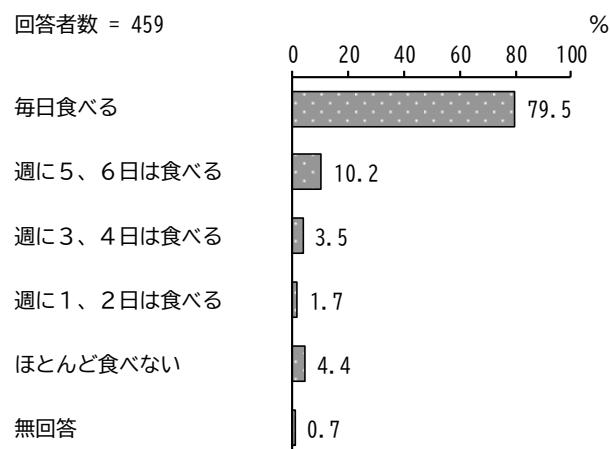
③ 自分の考えについて

『②家族は自分の意見を大切にしてくれている』『③がんばればいいことがある』で「そう思う」の割合が高くなっています。



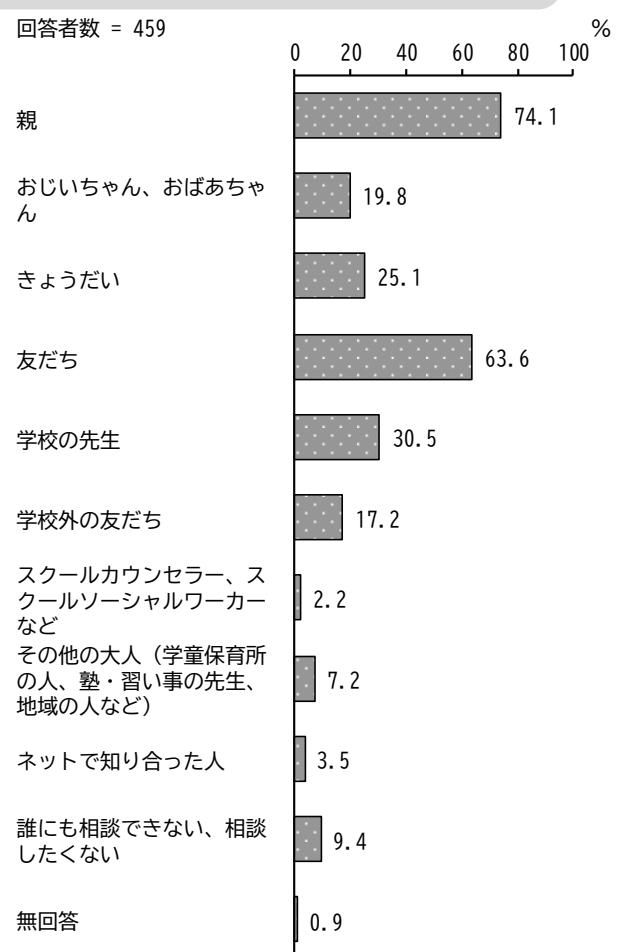
④ 朝食の摂取状況

「毎日食べる」の割合が79.5%と最も高く、次いで「週に5、6日は食べる」の割合が10.2%となっています。



⑤ 悩みや心配事を話したり相談したりできる人

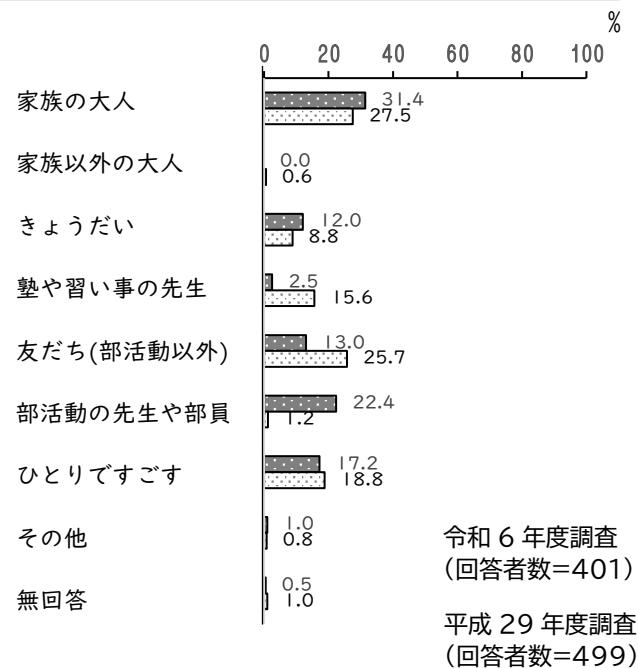
「親」の割合が74.1%と最も高く、次いで「友だち」の割合が63.6%、「学校の先生」の割合が30.5%となっています。



(4) 中学3年生アンケート

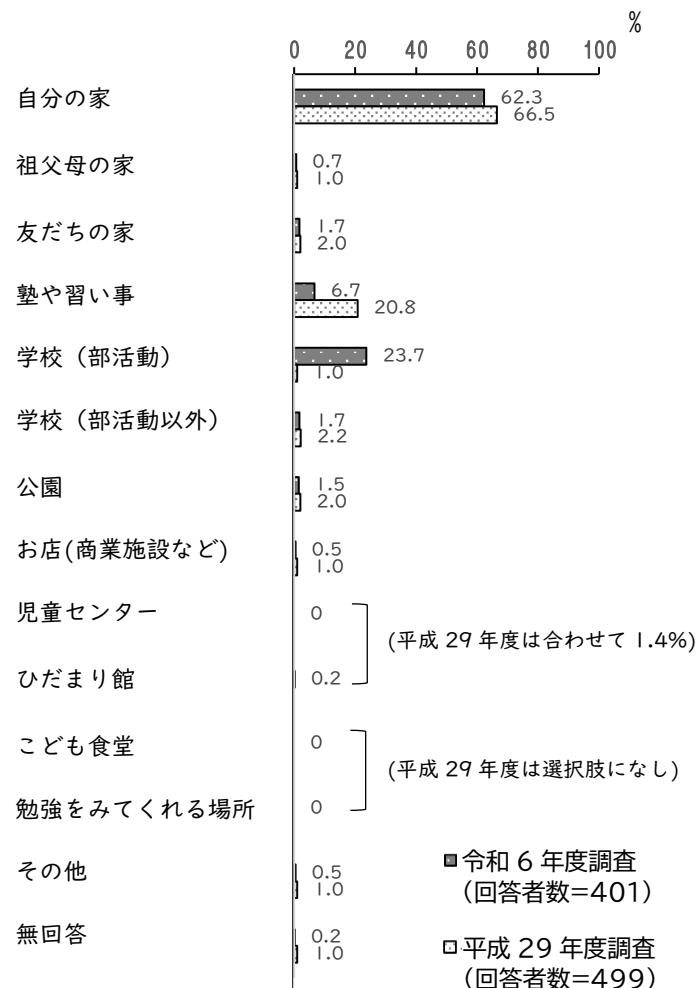
① 放課後に一番多く一緒に過ごす人

「家族の大人」の割合が31.4%と最も高く、次いで「部活動の先生や部員」の割合が22.4%、「ひとりですごす」の割合が17.2%となっています。



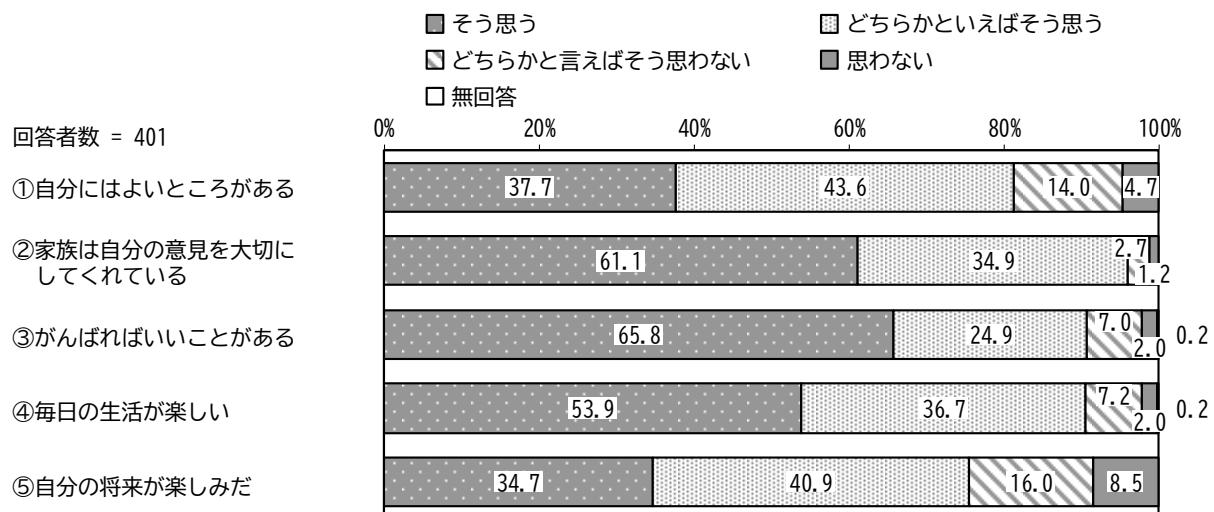
② 放課後に一番多く過ごす場所

「自分の家」の割合が62.3%と最も高く、次いで「学校（部活動）」の割合が23.7%となっています。



③ 自分の考え方について

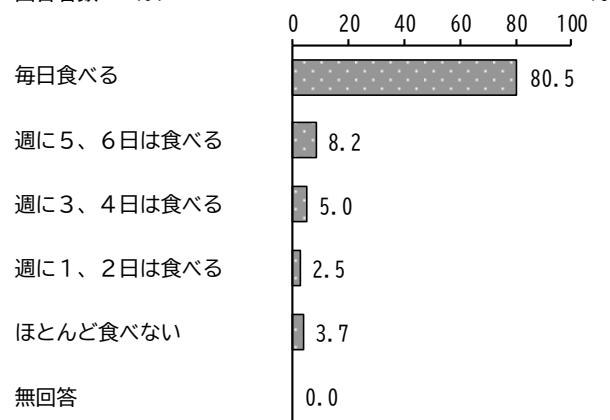
『②家族は自分の意見を大切にしてくれている』『③がんばればいいことがある』で「そう思う」の割合が高くなっています。



④ 朝食の摂取状況

「毎日食べる」の割合が80.5%と最も高くなっています。

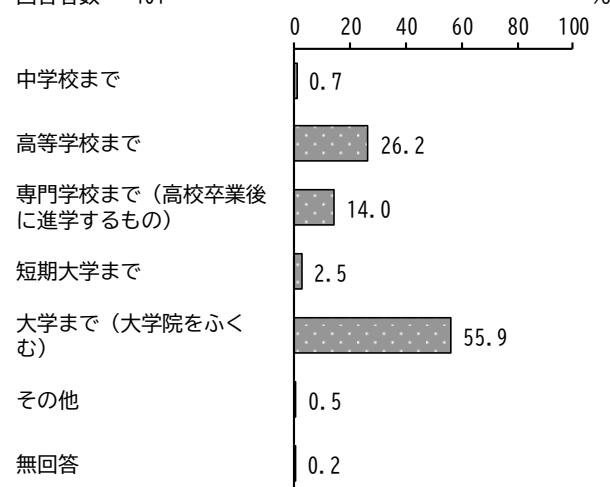
回答者数 = 401



⑤ 将来の進学について

「大学まで（大学院を含む）」の割合が55.9%と最も高く、次いで「高等学校まで」の割合が26.2%、「専門学校まで（高校卒業後に進学するもの）」の割合が14.0%となっています。

回答者数 = 401



⑥ 悩みや心配事を話したり相談したりできる人

「親」の割合が73.8%と最も高く、次いで「友だち」の割合が72.6%、「学校の先生」の割合が31.7%となっています。

回答者数 = 401

親

祖父母

きょうだい

友だち

学校の先生

学校外の友だち

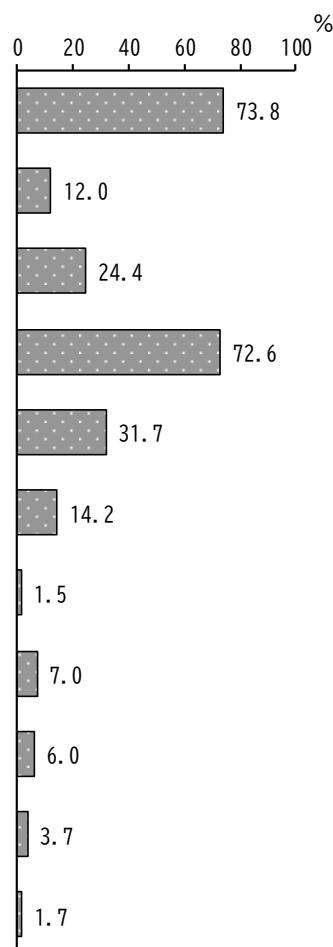
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど

その他の大人（学童保育所の人、塾・習い事の先生、地域の人など）

ネットで知り合った人

誰にも相談できない、相談したくない

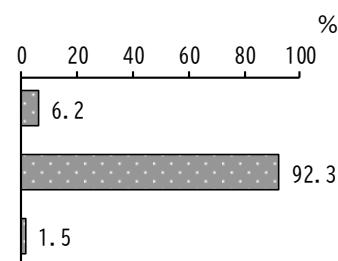
無回答



⑦ 家族の中にお世話（ケア）をしている人の有無

「いる」の割合が6.2%、「いない」の割合が92.3%となっています。

回答者数 = 401

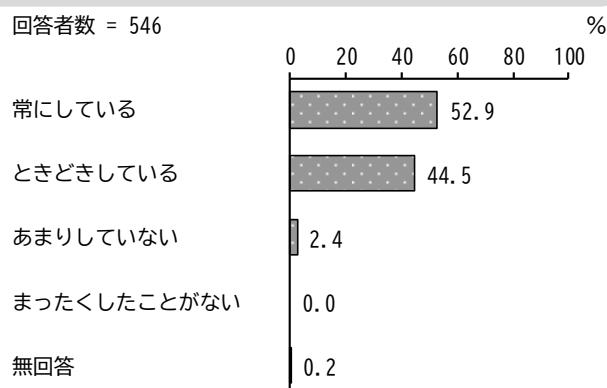
いる
いない
無回答

※p30～p35のアンケートで対象となった

(5) 小・中学生の保護者アンケート 児童生徒の保護者の回答結果

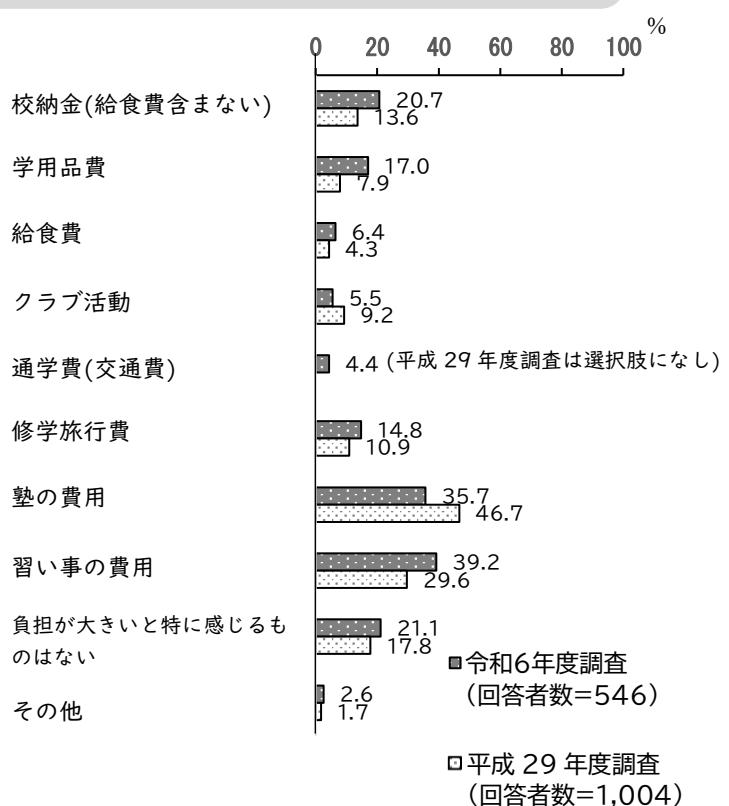
① 子どもの意見を取り入れているか

「常にしている」の割合が52.9%と最も高く、次いで「ときどきしている」の割合が44.5%となっています。



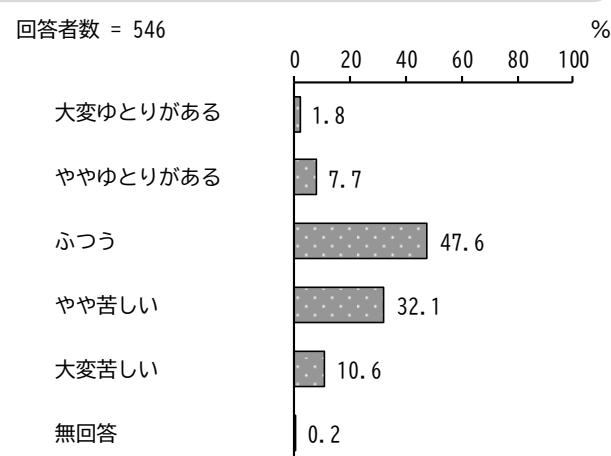
② 過去1年間子どもの教育費で負担が大きいと感じたもの

「習い事の費用」の割合が39.2%と最も高く、次いで「塾の費用」の割合が35.7%、「負担が大きいと特に感じるものはない」の割合が21.1%となっています。



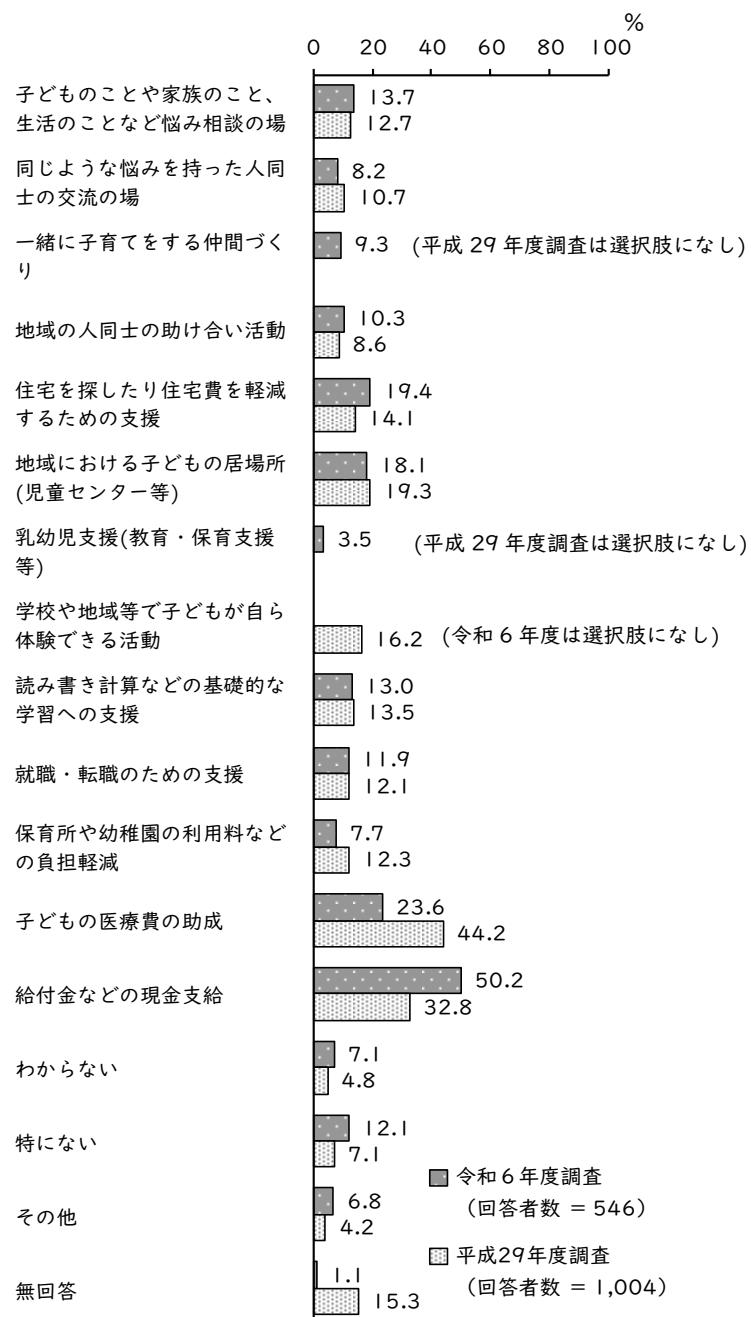
③ 経済的にみて、現在の生活状況をどのように感じているか

「ふつう」の割合が47.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が32.1%、「大変苦しい」の割合が10.6%となっています。



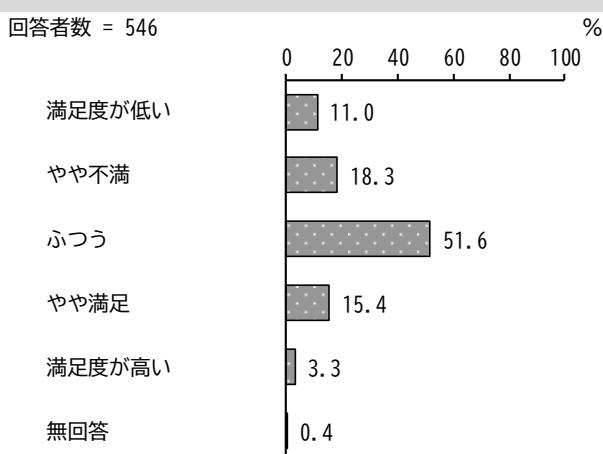
④ 現在必要としていること、重要だと思う支援等

「給付金などの現金支給」の割合が50.2%と最も高く、次いで「子どもの医療費の助成」の割合が23.6%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」の割合が19.4%となっています。



⑤ 子育ての環境や支援への満足度について

「ふつう」の割合が51.6%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が18.3%、「やや満足」の割合が15.4%となっています。



(6) 子ども・若者アンケート

① 将来に関することで不安に思っていること

「経済的なこと」の割合が58.7%と最も高く、次いで「健康のこと」の割合が36.6%、「就職のこと」の割合が30.2%となっています。

回答者数 = 235

就職のこと

進学のこと

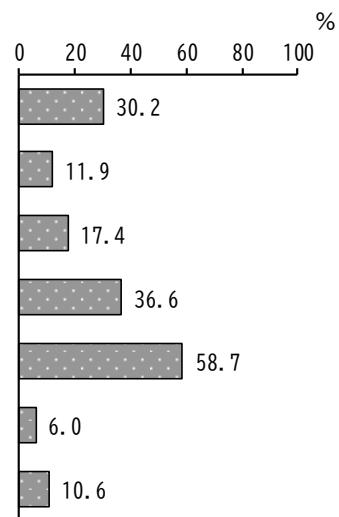
結婚のこと

健康のこと

経済的なこと

その他

無回答



② 外出の頻度について

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が77.0%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3~4日外出する」の割合が10.2%となっています。

回答者数 = 235

仕事や学校で平日は毎日外出する

仕事や学校で週に3~4日外出する

遊び等で頻繁に外出する

人づきあいのためにときどき外出する

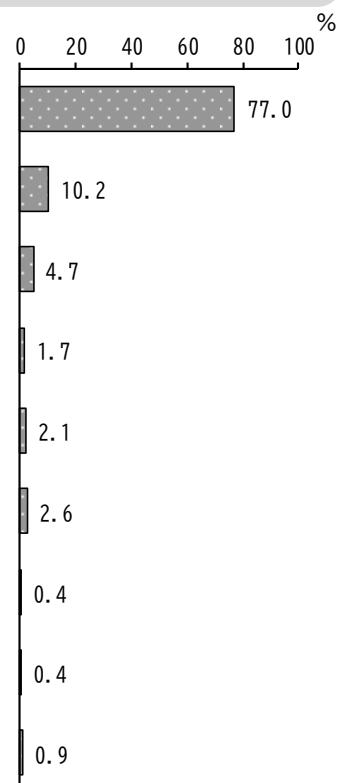
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する

ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

自室からは出るが、家からは出ない

自室からほとんど出ない

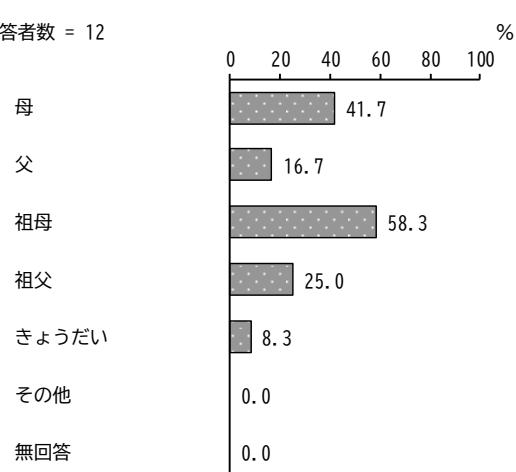
無回答



③ 学生時代、家族の中にあなたがお世話（ケア）をしていた人の有無

「祖母」の割合が 58.3% と最も高く、次いで
「母」の割合が 41.7%、「祖父」の割合が 25.0%
となっています。

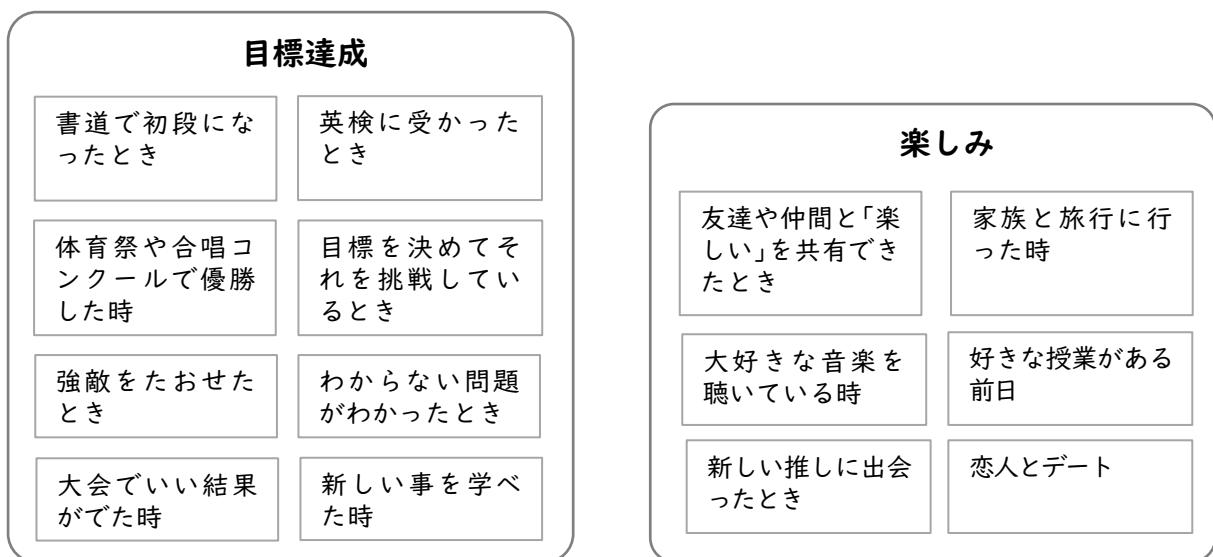
回答者数 = 12



3 ヒアリング調査からみえる現状

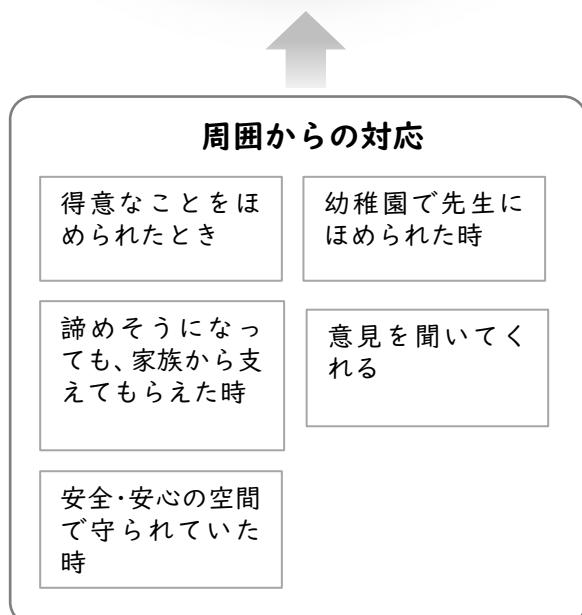
(1) 子ども・若者ワークショップ^①

① 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間

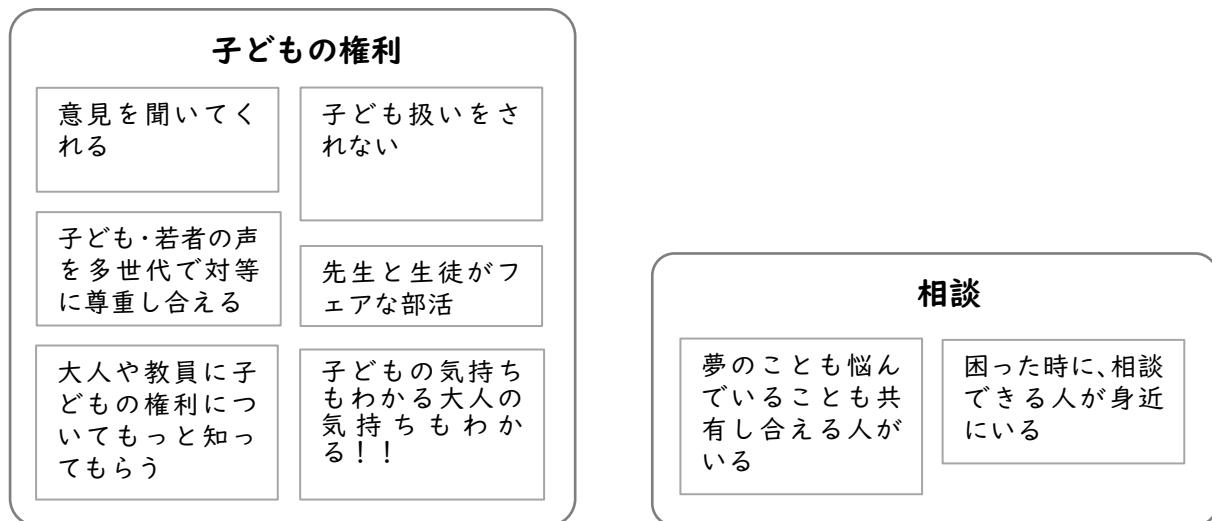


共通する “キーワード”

『いい結果がでた時』
『好きなことができている時』
『周囲に支えてもらえた時』



② 子どもたちにとって夢があるまち

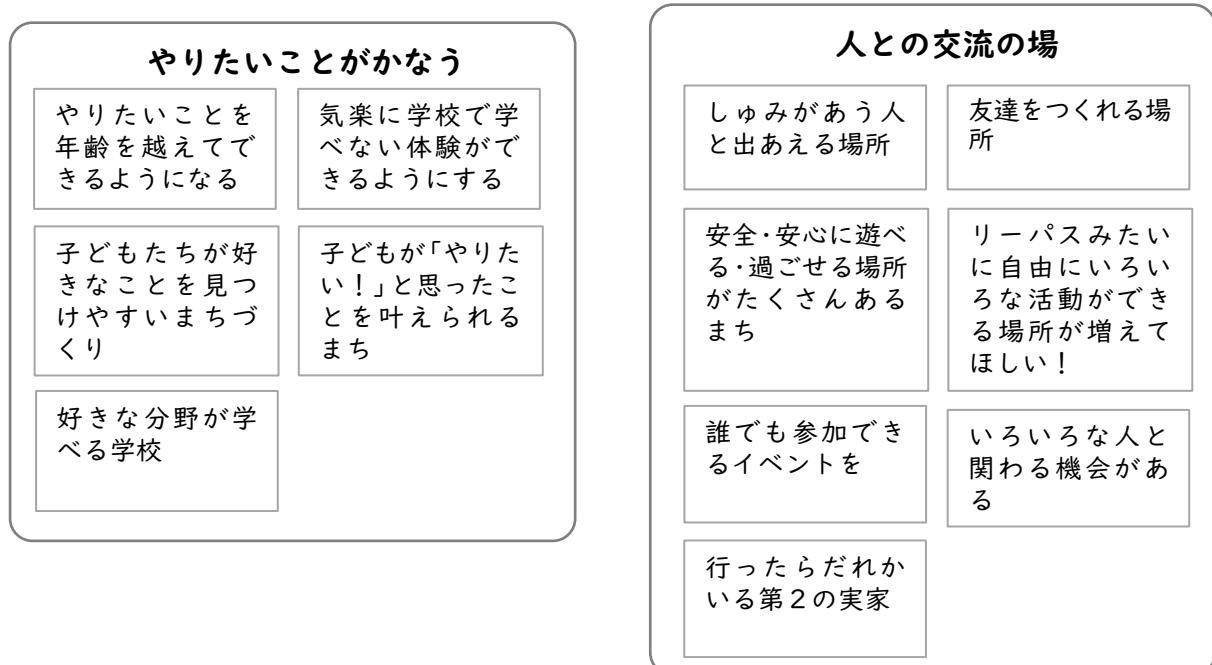


共通する “キーワード”

『子どもの権利が守られるまち』

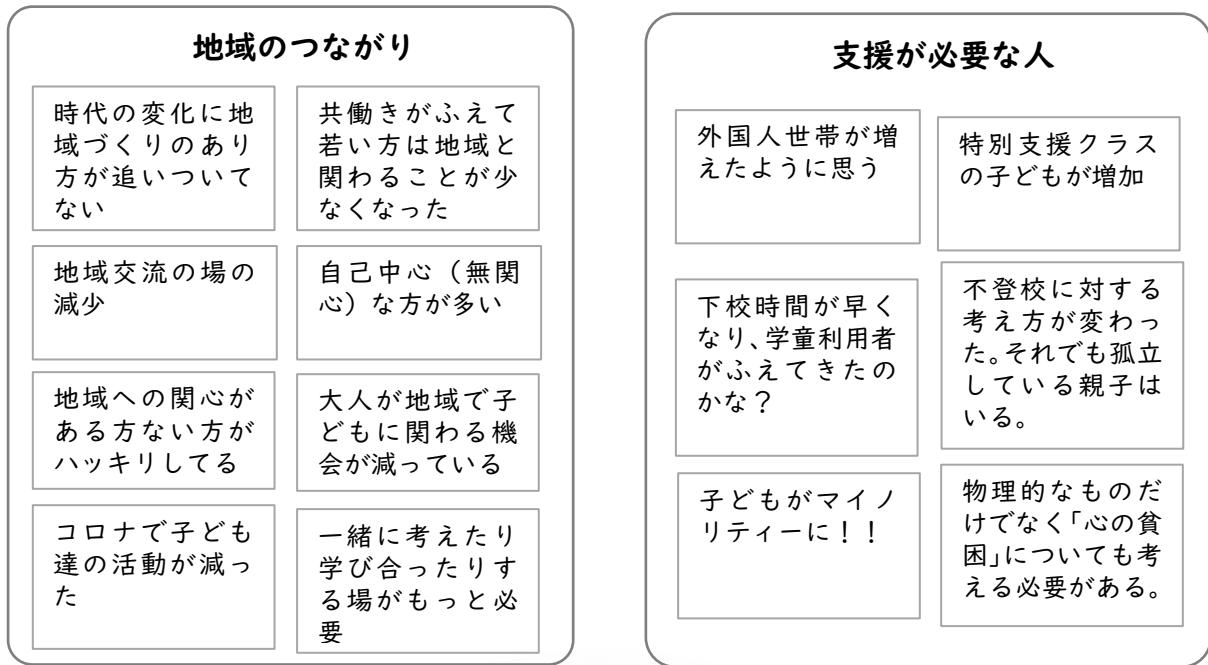
『安全・安心に過ごせる場所があるまち』

『みんなが交流できるまち』



(2) 地域支援者グループヒアリング

① 計画(第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画)策定以降の変化を考えよう



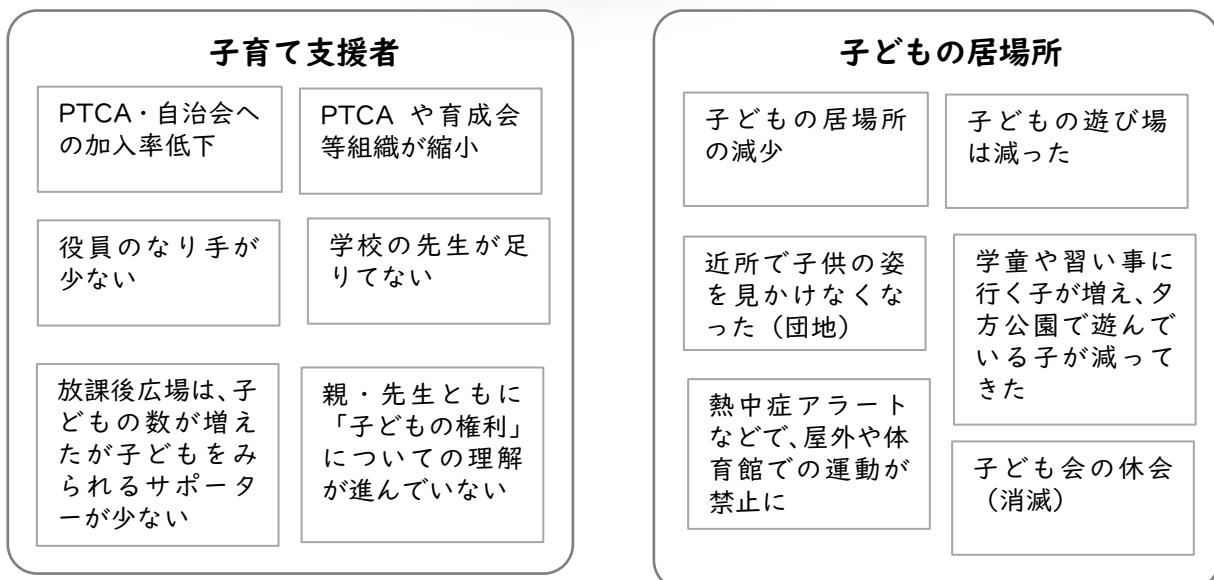
共通する “キーワード”

『地域力の低下』

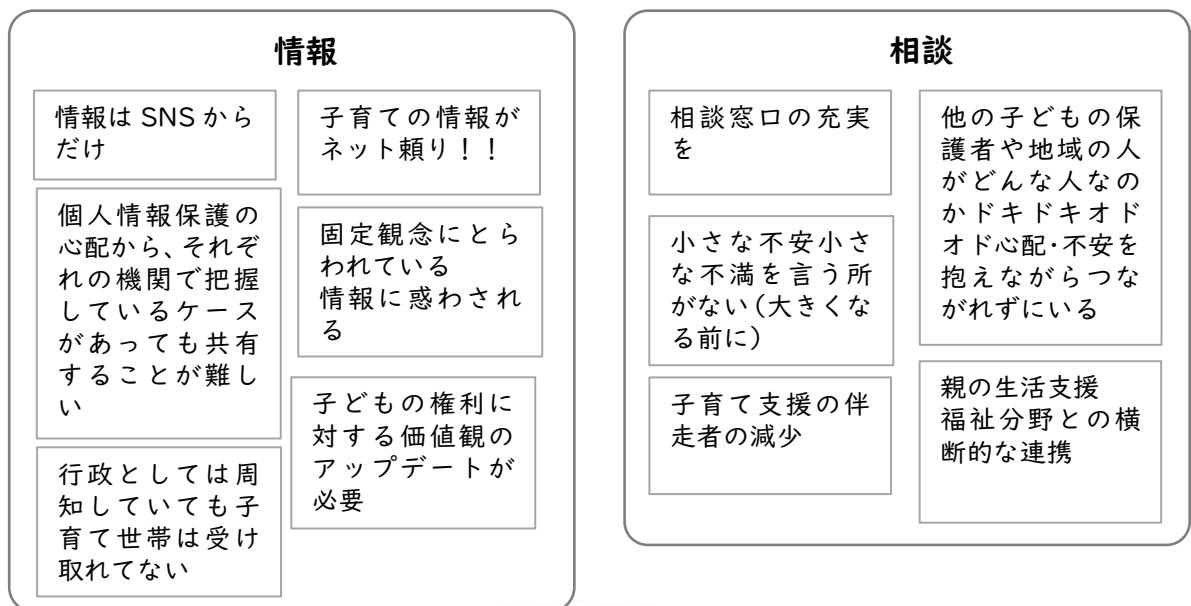
『つながりの希薄化』

『子どもの居場所が減少』

『支援が必要な人が増加』

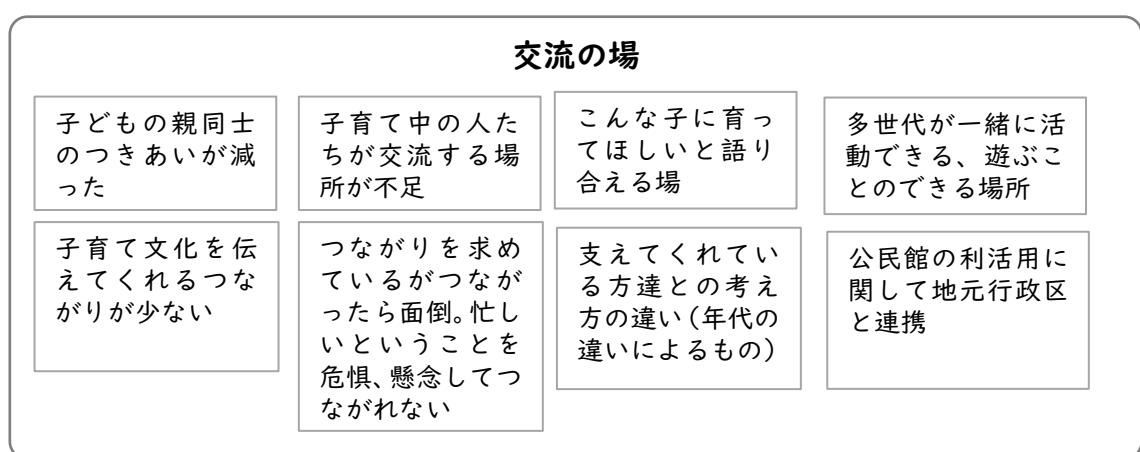


② 子育て支援者のみなさんからみえる子育て世帯がかかえる現状と課題



共通する “キーワード”

『つながる場の減少』
『まわりとの関わりが少なく孤立気味』
『正確な情報が伝わっていない』



4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の実績・評価をはじめ、ニーズ調査の結果も踏まえ、古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題を基本目標ごとに整理しました。

【1】第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画を踏まえた課題

基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちのための支援

（1）子どもの健やかな心の支援

本市では、子どもが心身ともに健やかに暮らすことができるよう、親子の居場所の提供及び相談体制の確保を継続して実施しました。また、子どもが自分自身のことを大切にできるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続していく必要があります。さらに、テクノロジーの進歩とそれに伴う社会環境の変化に対応したメディア啓発事業等、情報モラル教育や情報リテラシー教育を実施しました。

アンケート調査では、自分によいところがあると思う小中学生が8割以上いる一方、そう思わない小中学生もあり、自分の良いところを見つけられるような機会や支援が必要です。

今後は、子どもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。

（2）子どもの健やかな身体の支援

本市では、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、子どもが基本的生活習慣を身に付けられるよう支援しました。また、個に応じた発達の支援を継続して実施しました。

アンケート調査では、朝食を食べていない日がある小中学生が約2割となっています。家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあるため、引き続き規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

また、発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、関係者の連携の下で個に応じた発達の支援を実施していく必要があります。

（3）次世代を担う子どもへの支援体制の充実

本市では、次世代を担う子どもたちが、グローバル化や多様な社会の中で、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、社会の一員として自立できるよう支援しました。

アンケート調査では、自分の将来が楽しみな子どもが小学6年生では約8割、中学3年生では7割半ばとなっており、自身の望む生活の実現に向けて、社会で活躍している人と関わる機会や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを把握できる学びの機会等を引き続き充実させることが必要です。

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

本市では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター（KuRuKuRu）」を中心に、切れ目のない支援体制の充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子育ての環境や支援への満足度について、「ふつう」の割合が33.1%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が30.0%、「やや不満」の割合が14.8%となっています。平成30年度調査と比較すると、「やや満足」「満足度が高い」の割合が増加しており、子育て支援の取り組みの効果がうかがえます。

また、子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて、「子育てによる身体の疲れが大きい」が約3割となっています。平成30年度調査と比較すると、「子どものしつけや接し方がよくわからない」の割合が増加しています。

今後も、子どもの心と体の健やかな成長を支えるため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う子ども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が必要です。

(2) 子育て力向上のための支援

本市では、保護者の子育て力向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図りました。

今後も、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者に対して、必要な支援につながるよう相談窓口の周知などを進めることができます。

(3) 子育て情報提供の充実

本市では、必要な方に必要な情報が行き届き、必要な支援が受けられるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図りました。

アンケート調査では、就学前児童の保護者が知りたい子育てに関する情報として「子どもの遊び場や施設」「子育ての手当や公的助成」「子連れて参加できるイベント」が上位に挙がっています。小学生の保護者では、「学校のこと」「子どものしつけや勉強」「子どもの遊び場や施設」が上位に挙がっています。

今後も、保護者が必要な時にサービスを利用できるよう、オンラインも活用した情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることができます。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

本市では、子育ての孤立感や負担感を抱き、一人で悩まれている保護者が一定数いることから、相談体制を充実させるとともに、地域や保育所、幼稚園、認定こども園、学校、行政などの関係機関が連携し、要保護児童等の適切な保護・支援を実施するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。子ども・若者の意識に関するアンケート調査では、古賀市が取り組む青少年や若者の政策にどんなことを望むかについて、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が約3割と上位に挙がっています。

今後も、子育てに困難を感じている家庭や子どものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があり、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、学校等や民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一緒にとなって継続的に支え、虐待予防の取組を強化することが必要です。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」についてもアンケート結果より一定数存在していることが分かります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

本市では、『古賀市子どもの未来応援プラン』と整合を図りながら、事業を推進することで、子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めました。

小学生保護者の生活実態のアンケート調査では、経済的にみて、現在の生活状況についてどのように感じているかについて、「ふつう」が47.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が32.1%、「大変苦しい」が10.6%となっています。

また、生活困窮度別にみて、中央値の1/2未満の世帯で、「食費を切りつめた」「新しい衣服、靴を買うのを控えた」「趣味やレジャーの出費を減らした」「子どもの塾や習い事をやめさせた。あきらめさせた」「外食を控えた」の「よくあった」の割合が高くなっています。

現在必要としていること、重要だと思う支援等については、「給付金などの現金支給」が50.2%と最も高く、次いで「子どもの医療費の助成」が23.6%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」が19.4%となっています。

今後も、次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てできる支援が必要です。

また、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が求められています。

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

本市では、生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、育児休業の取得状況について、「母親が取得した」が49.3%と最も高く、次いで「取得していない」が31.0%、「母親と父親の両方が取得した」が12.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「母親が取得した」「母親と父親の両方が取得した」の割合が増加しています。

また、取得していない理由について、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「子育てや家事に専念するため退職した」が25.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が23.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。

今後も、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

(3) 安心して外出できる環境の整備

本市では、子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めました。

アンケート調査では、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うかについて、就学前児童の保護者では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が47.9%と最も高く、「子どもがのびのび遊べる場」が33.6%となっています。小学生児童の保護者では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が50.1%と高くなっています。

また、子どもと外出する際に困ったこと、困ることについて、就学前児童の保護者では「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が29.8%と最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が28.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が26.0%となっています。

今後も、乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、公園や道路などの維持管理・整備が必要です。

さらに、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害から安全を確保することがすべての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることができます。

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

本市では、保護者の就労希望の増加に伴う幼児教育ニーズ及び保育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるよう適切な提供体制の確保に努めました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、定期的な教育・保育事業の利用状況について「利用している」が68.5%となっており、「認定こども園」が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が19.1%、「認可保育所」が12.5%となっています。平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

また、定期的な教育・保育事業の利用意向について、「認定こども園」が66.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.2%、「幼稚園」の割合が36.2%、「小規模な保育施設」が11.0%となっています。平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。

また、母親の就労状況をみると、フルタイムの就労割合が増加しており、今後も保育ニーズの増加が見込まれます。

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、保護者の保育ニーズに対応していくことが必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・待遇改善や現場の負担軽減などの保育体制の強化が必要です。

(2) 保育サービスの充実

本市では、家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、未就園児の一時預かりや幼稚園の預かり保育などについては、利用を希望する人がいることから、手続きの周知やWebの活用などにより利用しやすくする工夫が必要です。

また、保護者が必要としている事業を利用できるようサービス内容の周知を図る工夫も必要です。

小学生保護者のアンケート調査では、放課後に過ごす場所について、「学童保育所」が21.5%となっています。

今後も、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童保育の受け皿整備を着実に進め、学童保育の安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どももいるため、学童保育以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

(3) 教育・保育の向上

本市では、子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために施設や組織体制等の充実に努め、児童生徒が安心して学べる学習環境や生活環境の充実を図りました。

アンケート調査では、学校の授業について、小6で「だいたいわかる」の割合が59.3%と最も高く、次いで「とてもよくわかる」の割合が30.7%となっています。中3で、「だいたい分かる」の割合が62.6%と最も高く、次いで「とてもよく分かる」の割合が18.5%、「あまり分からぬ」の割合が16.2%となっています。

今後も、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりの児童生徒にきめ細かく対応するためのさまざまな施策の充実を図り家庭や地域と連携しながら、心豊かで健やかな子どもの育成をめざして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を推進する必要があります。あわせて、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、いじめ、不登校についても未然防止や早期対応体制を充実させる必要があります。

基本目標5 子育てを支える地域づくり

(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

本市では、家庭をはじめ、地域全体で子育てができるよう、地域団体等の活動を推進するとともに、その団体等がつながり、子育て支援が広がるような取組を推進しました。

今後は、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成及び子育て支援事業の充実を図っていくことが重要です。

また、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

本市では、子どもの自主性や社会性を養い、子どもが「生きる力」を身につけることができるよう、「地域の担い手」としての活動を支援してきました。

今後も、ボランティアや市民活動を通じて自主性や社会性を促し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実や強化が必要です。

【2】こども大綱を踏まえた新しい課題

(1) 子ども・若者の権利について

アンケート調査では、「子どもの権利」の認知度について、「名前も内容も知っている」が就学前保護者で40.2%、小学生保護者で39.8%と最も高くなっています。

また、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますかについて、「常にしている」が54.0%と最も高く、次いで「ときどきしている」が39.7%になっています。

さらに、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」「自分の考えを自由に言えること」「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の意見が多くなっています。

今後、子ども・若者の権利の理解の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。

加えて、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、子ども・若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

(2) 若者への支援について

①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

子ども・若者の意識に関するアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「就職のこと」が30.2%などとなっています。

離職する若者の早期再就職のため、キャリア自立に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による就職支援に取り組むことが必要です。

②結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

子ども・若者の意識に関するアンケート調査では、いつかは結婚して家庭を持ちたいと思う人は62.1%、持ちたいと思わない人は19.1%となっています。

また、現在結婚について抱いている不安について、「経済的な面」が54.1%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあえるか」が43.8%、「自分の自由な時間ももてるか」が22.6%と、経済的な余裕や精神的な余裕に関する割合が高く、経済や生活の安定が結婚の意向に影響があることが考えられます。

そのため、結婚の希望がかないやすくなる支援や環境、そして効果的な少子化対策として、経済的な支援や安定した雇用などの就労支援に加え、出会いの機会や場の創出支援に関する各種情報提供を充実させが必要です。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子ども・若者の意識に関するアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「経済的なこと」が58.7%と最も高く、次いで「健康のこと」が36.6%、「就職のこと」が30.2%などとなっています。

また、ひきこもりの状態にある若者も一定数存在しています。

進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、ひきこもり状態にある若者については、就労に向けたサポートなどが必要となります。

計画の基本的な考え方

I 基本理念

本市では、「第5次古賀市総合計画」において、将来像として「ひと育つ　こが育つ　～人がまちを支え、まちが産業を支え、産業が人を支え、みんなが育つ、未来に向かって育ち続けるまち～」を掲げています。その実現に向け、一人ひとりが個性を認め合い、子どもたちの成長と学びをまちぐるみで支え、誰もが心豊かに自分らしく生きられるまちをめざしています。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすこととされています。

こうした状況の中で、本計画では「第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての『わ』～」及び「古賀市子どもの未来応援プラン」の基本方針を継承し、こども基本法の基本理念を実現していくために、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を実現及び維持していくことを地域社会全体として第一に考えることが重要と考えられます。

そのため、本計画においては「すべての子どもが幸せであり続けるチルドレンファーストのまち」を基本理念に掲げるとともに、地域社会全体で計画の推進を図ります。

【 基本理念 】

すべての子どもが幸せであり続ける
チルドレンファーストのまち

2 基本目標

(1) 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

子どものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じた支援を行います。妊娠期から幼児期においては、産前から子育て期にかけての切れ目のない伴走型相談支援を実施することにより、母子の心身の健康を支援するとともに、親子の成長と交流の場や、質の高い幼児教育・保育サービスの提供に努めます。

学童期・思春期では、自らの「生き抜く力」を身につけるために教育環境の充実を図るほか、豊かな心と健やかな体を育むための取り組みや、安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

青年期においては、若者が抱える進路や人間関係などの悩みや不安に対して、寄り添いながら自立に向けた総合的な支援を行います。

(2) チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

子どもの権利を尊重し、その理解を深めるため、教育や養育の場における啓発や、地域社会全体にも啓発を行うことで、子どもの権利に関する意識改革を進めます。

すべての子ども・若者が自由に活動や学習、遊びができる多くの居場所を持てるよう多様な居場所づくりを推進します。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的支援などの子どもの貧困対策を推進します。

子どもの障がいを早期に発見する機会を設け、早期に必要な支援につなげるとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進するなど、障がいのある子ども・若者の支援の充実を図ります。

地域や保育所、幼稚園、認定こども園、学校、行政などの関係機関が連携し、児童虐待の早期発見及び早期対応に取り組みます。防犯や交通安全対策などを進めることにより、子どもが安心して外出できる環境を整備します。

(3) 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や子ども医療費の無償化などに引き続き取り組みます。

地域団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成や子育て支援事業の充実を図ります。

男性、女性共に家庭で子育てる時間を確保していくために、事業主や労働者に対して、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する啓発を行います。

ひとり親家庭が安心して生活や子育てができるよう、相談体制の充実を図り、自立を促進するためのさまざまな支援を行います。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

すべての子どもが幸せであり続けるチルドレンファーストのまち

1 子どもの将来に
わたるウェルビ
ーイングを支援
します

A 幼児期・
妊娠前
期から
までは
C 青年期
B 学童期・
思春期

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 幼児教育・保育サービスの充実

- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

- (1) 若者の自立支援

2 チルドレンファ
ーストの子育
て・子育ちを支
援します

- (1) 子ども・若者を権利の主体として尊重
- (2) 多様な居場所づくりの推進
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 障がいのある子ども・若者の支援の充実
- (5) 児童虐待防止対策の推進、
自殺対策の推進
- (6) 安心して外出できる環境の整備

3 保護者が安心し
て子育てができる
環境を確保し
ます

- (1) 子育て世帯の経済的負担の軽減
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) ライフ・ワーク・バランスの促進
- (4) ひとり親家庭への支援

施策の具体的な取組

I 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

(A) 妊娠前から幼児期まで

(Ⅰ) 母子の健康支援

未来を担う子どもたちとその家族の健やかな成長を支えるため、産前から子育て期にかけて、切れ目のない継続的な伴走型相談支援を実施し、充実した子育て支援サービスを提供します。特に産後は、母親の心身に不調が生じやすい時期であるため、産後のサポートを充実させ、安心して子育てができる支援体制を確保します。

また、乳幼児健康診査などを通じて、月齢や年齢に応じた乳幼児の発達状況や健康状態を把握し、母子保健と児童福祉の両面で包括的かつ適切な支援やサービスを提供します。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
妊娠期支援事業	I-A-1-1	妊婦教室・妊婦訪問事業 妊婦健康診査事業	子ども家庭センター
産前・産後支援事業	I-A-1-2	乳児家庭全戸訪問等事業 産前・産後子育て支援事業	子ども家庭センター
妊娠経済的支援事業	I-A-1-3	低所得妊婦を対象に初回産科受診料を助成	子ども家庭センター
出産経済的支援事業	I-A-1-4	経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する支援	子ども家庭センター
乳幼児健康支援事業	I-A-1-5	乳幼児健康診査事業 離乳食指導事業 メディア啓発事業	子ども家庭センター
小児感染症対策事業	I-A-1-6	小児予防接種事業	子ども家庭センター
子ども発達支援事業	I-A-1-7	就学前の乳幼児及び保護者への発達に関する相談・検査・紹介	子ども家庭センター
食生活改善推進事業	I-A-1-8	ライフステージに応じた食育の推進	健康介護課

(2) 親子の成長と交流の場の支援

子育て家庭の不安や孤立感を軽減し、乳幼児の健全な心身の発達を図るため、乳幼児とその保護者を対象に、豊かな遊びや体験ができる子育て支援拠点や、地域で親子が気軽に集える居場所を提供し、相談支援やさまざまな手段を活用した子育て情報の積極的な発信、保護者同士の交流を促進します。また、子育て家庭が地域社会とつながる機会を増やし、地域全体で子育てを応援できる体制を構築していきます。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
子育て応援事業	I-A-2-1	子育て応援サポーター活動推進事業	子ども家庭センター
乳幼児親子交流・支援事業	I-A-2-2	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPO プログラム事業	子ども家庭センター
地域乳幼児親子交流・支援事業	I-A-2-3	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
読書活動促進事業	I-A-2-4	子ども映画会事業 読み聞かせ促進事業・おはなし会事業 セカンドブック事業	文化課

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育を必要とする子育て家庭が安心してサービスを利用できるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭の確保や適切な施設整備に取り組むなど、保育サービスの提供体制の確保に努めるとともに、子どもや家庭を取り巻く環境の変化や就園ニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。

さらに、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、特別な配慮が必要な子どもを含め、一人ひとりの健やかな成長を支えます。

乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であるため、子どもの五感を使った体験の推進など、豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供を促進します。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
公立保育所管理運営事業	I-A-3-1	公立保育所管理運営事業	子ども家庭センター
幼児教育・保育支援事業	I-A-3-2	施設型給付 施設等利用給付	子ども家庭センター
保育サービス提供事業	I-A-3-3	延長保育事業 休日保育事業 病児保育事業 一時預かり事業 医療的ケア児支援事業	子ども家庭センター
保育提供体制確保事業	I-A-3-4	保育補助者雇用強化事業 保育士宿舎借り上げ支援事業 合同就職説明会支援事業	子ども家庭センター
私立保育施設整備支援事業	I-A-3-5	私立保育施設整備支援事業	子ども家庭センター
幼児教育・保育向上事業	I-A-3-6	子どもの育ちと学びを支える 教育・保育事業 要支援児童加配事業	子ども家庭センター

(B) 学童期・思春期

(Ⅰ) 教育環境の充実

予測困難な時代を生きる子どもたちが、誰一人取り残されることなく、自らの未来を切り拓く「生き抜く力」を身に付け、将来の夢や目標を持てるよう、教育内容の充実を図るとともに、人的配置を通じて、個別最適かつ協働的な学びの一体的充実を実現します。

また、学校、保護者、地域住民が一体となり、児童生徒の成長に関わる目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら、地域とともにある学校づくりを推進します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
外国語教育促進事業	I-B-I-1	外国語教育の促進	学校教育課
ICT教育推進事業	I-B-I-2	ICT教育の推進	学校教育課
キャリア教育推進事業	I-B-I-3	社会で働くためのマナーの習得 多様な職業人との交流	学校教育課
学校読書活動推進事業	I-B-I-4	学校読書活動の推進	学校教育課
学校運営協議会事業	I-B-I-5	学校、保護者、地域住民による 学校運営協議会の開催	学校教育課
学習支援アシスタント事業	I-B-I-6	地域住民参画による子どもたち の学びの支援	学校教育課
特別支援教育推進事業	I-B-I-7	教育支援委員会の開催 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育相談室(ひまわり教室) の運営 通級指導教室・特別支援学級の 整備	学校教育課
多様な人的配置推進事業	I-B-I-8	少人数学級対応講師の配置 日本語指導講師の配置 小学校教育支援員の配置	学校教育課
教職員指導力向上事業	I-B-I-9	市主催研修会の開催 教師用指導書等の整備	学校教育課
スタンドアローン支援事業	I-B-I-10	スタンドアローン(一人で立つ) 支援事業	隣保館
人権意識向上事業	I-B-I-11	じんけん平和教室 子ども向け人権啓発講座 ～ひだまりパスポート～	隣保館
商工業活性化支援事業	I-B-I-12	工場見学体験教室	商工政策課

(2) 豊かな心と体づくり

子どもの豊かな心と健やかな体を育むため、多様な運動や文化・芸術活動に親しめる環境を整え、子どもが主体的に個性や社会性を伸ばし続けられるようにするとともに、将来にわたって健康で安全な生活を送るための教育を充実させます。

さらに、不登校や悩みを抱える児童生徒を支援するため、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員などの専門スタッフの配置を通じて、教育相談体制の充実を図ります。

また、中学生などが乳幼児と触れ合う機会を民間事業者と連携して確保する取り組みを進めます。

加えて、子どもの健康は保護者の健康意識や生活習慣に影響されるため、「子ども版健康チャレンジ10か条」を通じ、家族全体で健康づくりに取り組めるよう周知・啓発を行います。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	I-B-2-1	子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
部活動活性化事業	I-B-2-2	大会参加補助 部活動の地域展開推進	学校教育課
教育相談事業	I-B-2-3	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の配置 教育支援センター(あすなろ教室)の運営	学校教育課
青少年育成活動推進事業	I-B-2-4	未来の地域リーダー育成プログラム 子どもアート教室	青少年育成課
スポーツ活動支援事業	I-B-2-5	ジュニアスポーツ指導者研修 スポーツ大会出場奨励費補助	生涯学習推進課
文化芸術振興事業	I-B-2-6	文化力向上事業・アートバス事業	文化課
文化財公開・活用事業	I-B-2-7	自然史歴史教養向上事業 子ども自然史・歴史講座 小・中学生郷土史教育事業・教育普及事業 歴史資料館れきし体験パスポート	文化課
【再掲】 読書活動促進事業	I-B-2-8	子ども映画会事業 読み聞かせ促進事業・おはなし会事業	文化課
リーパスカレッジ事業	I-B-2-9	市民講座の開催により幅広い世代の市民が 生涯学習に触れる機会を提供	生涯学習推進課
健康づくり推進事業	I-B-2-10	子ども版健康チャレンジ10か条の啓発 子どもの健康づくり推進事業	健康介護課
【再掲】 食生活改善推進事業	I-B-2-11	子どもクッキング事業	健康介護課
食育推進事業	I-B-2-12	給食を通じた食育の推進	学校給食センター

(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

児童生徒が学校で安心して学べるよう、定期的な健康診断や保険加入、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師などの派遣を通じて、基礎的な学習環境を整備します。

また、放課後に保護者の就労などで家庭に大人が不在となる児童が、安全で安心して過ごすことができる場として、学童保育と放課後子供教室事業を一体的に実施します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
学校運営事業	I-B-3-1	学校安心メールの配信 医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援 定期的な健康診断	学校教育課
教職員管理事務	I-B-3-2	教職員管理事務	教育総務課
青少年育成活動推進事業	I-B-3-3	放課後子供教室事業	青少年育成課
学童保育所管理運営事業	I-B-3-4	学童保育所管理運営事業	青少年育成課

(C) 青年期

(1) 若者の自立支援

ひきこもりやそれに近い状態にある若者や、その家族が抱える進路や人間関係などの悩みや不安に対して、相談体制の充実を図ります。困りごとの解決に向けて寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。

また、就労に結びついていない人々などに対しては、相談員による面談や就労訓練、関係機関との連携など、きめ細やかな支援を通じて課題解決へ導きます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	I-C-I-1	子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
包括的自立支援事業	I-C-I-2	就労準備支援事業	福祉課
【再掲】 商工業活性化支援事業	I-C-I-3	企業見学バスツアー	商工政策課
職業紹介事業	I-C-I-4	無料職業紹介所による就職支援	商工政策課

2 チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

(1) 子ども・若者を権利の主体として尊重

すべての子どもや若者が、自身の権利と意見を尊重されるべき主体であると認識できるよう啓発を行うとともに、教育や養育の場において権利に対する理解を深め、地域社会全体にも啓発を行うことで、意識改革を進めます。

あわせて、すべての子どもや若者が、その年齢や発達の程度に応じて、自らに直接関係する事項について意見を表明する機会を確保できるよう努めます。

また、子ども・若者相談室では、子どもや若者が抱える学校や家庭に関するさまざまな悩みに対し、相談を受け付け、寄り添いながら支援を行います。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	2-1-1	子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
人権意識向上事業	2-1-2	人権教育事業 人権教育・啓発の推進事業	人権センター
人権擁護事業	2-1-3	そうだん5 (人権擁護委員と行政相談委員による相談会)	人権センター
性の多様性理解促進事業	2-1-4	パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度	人権センター
子育て支援施策推進事務	2-1-5	子育て支援施策の推進	子ども家庭センター

(2) 多様な居場所づくりの推進

すべての子ども・若者が、年齢を問わず、互いに人格と個性を尊重しながら、自由に活動や学習、遊びができる多くの居場所を持てるよう、多様な居場所づくりを推進します。

また、孤食の解消や地域交流の場づくりなど、さまざまな目的を持つ子ども食堂の運営を支援します。

さらに、養育環境などに課題を抱える家庭や、学校に居場所のない子どもに対して、必要な支援を包括的に提供できる居場所づくりを検討します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	2-2-1	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんぐらむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPO プログラム事業	子ども家庭センター
【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	2-2-2	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
【再掲】 児童権利擁護事業	2-2-3	子ども食堂支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 教育相談事業	2-2-4	教育支援センター（あすなろ教室）の運営	学校教育課
【再掲】 青少年育成活動推進事業	2-2-5	放課後子供教室事業	青少年育成課
児童センター管理運営事業	2-2-6	児童センター管理運営事業	青少年育成課
【再掲】 学童保育所管理運営事業	2-2-7	学童保育所管理運営事業	青少年育成課
【再掲】 スタンドアローン支援事業	2-2-8	スタンドアローン（一人で立つ）支援事業	隣保館
多文化交流促進事業	2-2-9	多文化交流促進事業 ～交流型日本語教室～	まちづくり推進課

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、経済的な側面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会、学習意欲、そして前向きに生きる気持ちにまで影響を与え、子どもの権利や利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。そのため、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育支援や生活の安定、保護者の就労支援、経済的支援など、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを進めます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 産前・産後支援事業	2-3-1	乳児家庭全戸訪問等事業 産前・産後子育て支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 児童権利擁護事業	2-3-2	子ども食堂支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 妊娠経済的支援事業	2-3-3	低所得妊婦を対象に初回産科受診料を助成	子ども家庭センター
【再掲】 出産経済的支援事業	2-3-4	経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する支援	子ども家庭センター
就学援助事業	2-3-5	経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者への支援	学校教育課
修学・進学等支援事業	2-3-6	修学・進学を希望する経済的困難な者に対する入学支度金の貸与や入学支援金の支給	学校教育課
生活保護事業	2-3-7	生活保護事業	福祉課
生活困窮者自立支援事業	2-3-8	生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者家計改善支援事業	福祉課
住居確保困窮離職者就労支援事業	2-3-9	住居確保困窮離職者就労支援事業	福祉課
【再掲】 包括的自立支援事業	2-3-10	就労準備支援事業	福祉課
【再掲】 職業紹介事業	2-3-11	無料職業紹介所による就職支援	商工政策課

(4) 障がいのある子ども・若者の支援の充実

子どもの障がいを早期に発見し、相談や巡回相談などを通じて必要な支援につなげるとともに、医療的ケアが必要な子どもには、その家族を含め、ニーズに応じた支援を行っていきます。

また、障がいのある子ども・若者とその家族が、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、相談支援や生活・就労支援の充実を図り、障がい年金制度をはじめとする各種制度の周知に努めます。さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】乳幼児健康支援事業	2-4-1	乳幼児健康診査事業	子ども家庭センター
【再掲】子ども発達支援事業	2-4-2	就学前の乳幼児及び保護者への発達に関する相談・検査・紹介	子ども家庭センター
特別児童扶養手当事業	2-4-3	特別児童扶養手当事業	子ども家庭センター
【再掲】幼児教育・保育向上事業	2-4-4	要支援児童加配事業	子ども家庭センター
【再掲】特別支援教育推進事業	2-4-5	教育支援委員会の開催 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育相談室(ひまわり教室)の運営 通級指導教室事業・特別支援学級の整備	学校教育課
【再掲】学校運営事業	2-4-6	医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援	学校教育課
特別障がい者手当等給付事業	2-4-7	特別障がい者手当等給付事業	福祉課
障がい者相談支援事業	2-4-8	障がい者相談支援事業	福祉課
重度障がい者医療事業	2-4-9	重度障がい者医療費用負担軽減事業	市民国保課
障がい者就労促進事業	2-4-10	就労を希望する障がい者への支援	福祉課
障がいのある人の交流活動促進事業	2-4-11	障がい者交流活動支援事業	福祉課

(5) 児童虐待防止対策の推進、自殺対策の推進

地域や保育所、幼稚園、認定こども園、学校、行政などの関係機関が連携し、要保護児童などに対して適切な保護・支援を行うとともに、児童虐待の早期発見及び早期対応に取り組みます。

また、子ども家庭センターでは、すべての妊娠婦や子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉を一体化した相談支援を提供することで、虐待の予防的対応から子育てに困難を抱える家庭の支援まで、個別のケースに応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、ヤングケアラーなど自覚しにくく、支援を求めにくい状況にある子どものSOSを、日々子どもと接する学校などの関係機関を通じて把握し、自立支援を含めた必要な支援を届けるための相談対応体制を整備します。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児健康支援事業	2-5-1	乳幼児健康診査事業	子ども家庭センター
【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	2-5-2	要保護児童等対策支援事業 子ども・若者相談室事業 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) 子育て世帯訪問支援事業 (ヘルパー派遣事業)	子ども家庭センター
自殺対策推進事業	2-5-3	ゲートキーパー養成研修 自殺対策啓発事業 自殺対策計画進捗管理事務	福祉課

(6) 安心して外出できる環境の整備

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、すべての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策や防災対策を進め、子どもやその保護者が安心して外出できる環境づくりに努めます。

また、子ども連れでも安心して出かけられる場所である公園の維持管理を地域住民と協力して適切に行っていくとともに、子どもが安全に外で遊べる環境づくりに取り組みます。

古賀駅周辺においては、歩行者の安全性を考慮した駅前へのアクセス道路の整備や、子どもの遊び場となる多機能な都市公園を駅前に整備します。

さらに、青少年が多く集まる行事における巡回パトロールや、福岡県青少年健全育成条例に基づく店舗等への立入調査を行い、青少年にとってより良い環境づくりに努めます。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
青少年健全育成対策事業	2-6-1	巡回パトロール、立入調査	青少年育成課
古賀駅周辺整備事業	2-6-2	道路・公園整備	古賀駅周辺開発推進課
公園管理事業	2-6-3	公園管理	都市整備課
道路改良事業	2-6-4	道路改良事業	建設課
防犯対策事業	2-6-5	安全・安心まちづくり推進事業	総務課
交通安全推進事業	2-6-6	交通安全対策事業	総務課

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の生活の安定と子どもの健全な成長を促進するため、児童手当など各種手当を法令に基づき適正に支給します。また、子ども医療費の無償化に引き続き取り組み、医療機関の受診に伴う経済的負担を軽減します。さらに、経済的負担が大きくなる産前産後においては、国民健康保険税や国民年金保険料の免除制度の周知を図り、必要な経済的支援を継続的に実施します。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
【再掲】 産前・産後支援事業	3-1-1	産前・産後子育て支援事業 妊婦のための支援給付事業	子ども家庭センター
児童手当事業	3-1-2	児童手当事業	子ども家庭センター
子ども医療事業	3-1-3	子ども医療費用負担軽減事業	市民国保課

(2) 地域における子育て支援の充実

子育て世帯が地域の中で楽しみながら子育てができるよう、地域と行政が一体となって、子育ての応援ができる体制を構築していきます。地域の公園、学校、公民館などの「子育て世帯が安全で安心して過ごせる居場所」を活用しながら、地域社会とつながる取り組みを実施する子育て支援団体などの活動を促進します。

また、地域や団体が行う青少年育成事業と連携し、多様な体験や学びの場を提供し、地域で子どもたちの成長を支えていく環境づくりに取り組むとともに、さまざまな手段を活用した情報発信に努めます。

さらに、地域団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成及び子育て支援事業の充実を図ります。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
【再掲】 子育て応援事業	3-2-1	子育て応援センター活動推進事業 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子ども家庭センター
【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	3-2-2	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPO プログラム事業	子ども家庭センター
【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	3-2-3	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
【再掲】 児童権利擁護事業	3-2-4	子ども食堂支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 青少年育成活動推進事業	3-2-5	放課後子供教室事業 寺子屋 通学合宿 子どもわくわくフェスタ	青少年育成課
【再掲】 読書活動促進事業	3-2-6	地域文庫活動支援事業	文化課

(3) ライフ・ワーク・バランスの促進

事業主や労働者に対して、ライフ・ワーク・バランスの重要性についての理解を促し、男性、女性ともに家庭で子育てする時間を確保していくために、仕事と家庭のバランスのとれた働き方を推進するための啓発を進めます。

また、父親の子育てに対する不安感の緩和や孤立を防止するとともに、男性の育児参画を促進するため、子育て中の父親が気軽に集い、父親同士がつながる場所を継続的に提供し支援していきます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	3-3-1	乳幼児親子居場所提供的事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場(パパ交流広場)事業～ IPPO プログラム事業 ～はじめのパパいっぽ～	子ども家庭センター
【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	3-3-2	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
男女共同参画推進事業	3-3-3	男女共同参画啓発事業 (男女共同参画社会実現のための啓発や講演会の開催)	人権センター
【再掲】 職業紹介事業	3-3-4	無料職業紹介所による就職支援	商工政策課

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の親は、ひとりで生計を立てながら子育ても担わなければならず、経済的に厳しい状況に置かれやすく、社会的に孤立し、困難をひとりで抱え込む傾向があります。そこで、児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭が安心して生活や子育てができるよう、相談体制の充実を図り、自立を促進するためのさまざまな支援を行います。

事務事業	N o.	事業概要等	事業主体
児童扶養手当事業	3-4-1	児童扶養手当事業	子ども家庭センター
ひとり親家庭等支援事業	3-4-2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 母子父子家庭自立支援給付金事業	子ども家庭センター
ひとり親家庭等医療事業	3-4-3	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	市民国保課

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

I 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園・認定こども園を利用する子ども（1号認定）のなかで「保育の必要な事由」^{*}に該当し、預かり保育を希望する子どもについては、2号認定の「学校教育の希望が強いもの」として1号認定と分けて量を見込み、3号認定については、年齢によって職員の配置基準や施設の面積要件などが異なるため、年齢ごとに量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で幼稚園・認定こども園を利用する子ども（1号認定）のなかで、「保育の必要な事由」 [*] に該当し、預かり保育を希望する子ども（2号認定「教育を希望」と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」 [*] に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども（2号認定「左記以外」と表記）	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」 [*] に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

*「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。(参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」)

なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量を見込んでいます。

ステップ1

～家庭類型の算出～

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ5

～利用意向率の算出～

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応できるよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

今後、児童数や就労意向などが変化した場合は、必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【令和7年度】

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,513			391	386	438
量の見込み（A）		221	288	904	170	236	292
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,202		773	177	237	265
特定地域型保育事業	小規模保育事業所	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業所		0	0	0	13	14	14
確保量合計（B）		1,202		773	196	267	295
過不足（C） = （B） - （A）		693		0 (△131)	26	31	3

【令和8年度】

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,458			384	417	399
量の見込み（A）		213	278	871	169	254	267
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,202		773	177	237	265
特定地域型 保育事業	小規模保育 事業所	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業所		0	0	0	13	14	14
確保量合計（B）		1,202		773	196	267	295
過不足（C） = （B） - （A）		711		0 (△98)	27	13	28

【令和9年度】

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,379			378	410	431
量の見込み（A）		201	263	824	168	250	287
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,202		773	177	237	265
特定地域型 保育事業	小規模保育 事業所	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業所		0	0	0	13	14	14
確保量合計（B）		1,202		773	196	267	295
過不足（C） = （B） - （A）		738		0 (△51)	28	17	8

【令和10年度】

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,325			372	404	424
量の見込み（A）		193	252	791	167	246	283
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,202		773	177	237	265
特定地域型 保育事業	小規模保育 事業所	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業所		0	0	0	13	14	14
確保量合計（B）		1,202		773	196	267	295
過不足（C） = （B） - （A）		757		0 (△18)	29	21	12

【令和11年度】

	令和11年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,310		368	398	418
量の見込み（A）	191	250	782	166	243	279
確保方策						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	1,202		773	177	237
特定地域型 保育事業	小規模保育 事業所	0	0	0	6	16
企業主導型保育事業所		0	0	0	13	14
確保量合計（B）		1,202		773	196	267
過不足（C） = （B） - （A）		761		0 (△9)	30	24
						16

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営を継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

保育施設の定員数は、定員総数として量の見込みを確保していますが、認定ごとにみると量の見込みを確保できていない区分もあるため、児童の受け入れの弾力的な運用等により、柔軟に量の見込みの確保に努めます。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組や、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実などを通じて、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。
- ・小学校入学後にうまく集団になじめない、学級が落ち着かないなどの小Iプロブレムもあり、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が保育サービスを安心かつ円滑に利用できるよう、保育士の確保や適切な施設整備に取り組むなど、保育サービスの提供体制の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等への必要な対応について検討を行うなど、保育の量・質の維持・向上を図ります。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する必要な支援について検討を行います。

4 乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【概要】

保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月から3歳未満の未就園児が保育施設等を利用できる事業です。

国の動向を注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、量の見込みを算出しました。

【確保策】

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	1,125	1,464	1,440	1,416	1,404
	確保方策 (延べ人数)	1,125	1,464	1,440	1,416	1,404
1歳児	量の見込み (延べ人数)	1,422	2,040	2,004	1,980	1,956
	確保方策 (延べ人数)	1,422	2,040	2,004	1,980	1,956
2歳児	量の見込み (延べ人数)	1,566	1,896	2,052	2,016	1,992
	確保方策 (延べ人数)	1,566	1,896	2,052	2,016	1,992

【今後の方向性】

国の動向を注視しながら、受け入れ体制の整備を図ります。

5 教育・保育、乳児等通園支援の一体的提供及び推進等に関する事項（新規）

- ・教育・保育施設等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の教育・保育施設等利用希望者の受け入れ体制の確保に努めるとともに、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設等の利用への円滑な移行を推進します。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ・基本型 子ども家庭センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を実施する事業。
- ・特定型 子ども家庭センターの窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業。
- ・母子保健型 子ども家庭センターで、保健師、助産師、保育士等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業。令和6年度より、こども家庭センター型へ統合。
- ・こども家庭センター型 すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、面談や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う事業。
- ・妊婦等包括相談支援事業型 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業。

【現状】

単位：箇所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所	2 (基本・母子保健型)	2 (基本・母子保健型)	3 (基本・特定・母子保健型)	3 (基本・特定・母子保健型)	3 (基本・特定・母子保健型)

【量の見込みと確保方策（基本型・特定型・こども家庭センター型）】 単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
基本型					
特定型					
こども家庭センター型					

【量の見込みと確保方策（妊婦等包括相談支援事業型）】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(面談回数)	1,173	1,152	1,134	1,116	1,104
確保方策	1,173	1,152	1,134	1,116	1,104

【今後の方向性】

子ども家庭センターにおいて、保健師等の専門職が中心となり、利用者の支援を進めるとともに、すべての妊産婦及び子どもとその家庭からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関について、地域の実情を勘案しながら実施する方向性で検討していきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保育所、認定こども園等の在園児（2・3号認定）を、通常の利用日・利用時間以外において保育する事業です。

【現状】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月間人数	146	117	110	118	118

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	107	105	102	101
確保方策	111	107	105	102	101

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした保育ニーズに対応するため、引き続き延長保育事業を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）・放課後子供教室

・放課後児童健全育成事業（学童保育）

【概要】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【現状】

単位：人、箇所

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	516	516	689	523	586
	高学年	107	45	104	50	77
実施箇所		8	8	8	8	8

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		962	884	874	842	852
1年生		395	363	359	346	350
2年生		297	273	270	260	263
3年生		175	161	159	153	155
(低学年 計)		867	797	788	759	768
4年生		71	66	65	62	63
5年生		18	16	16	16	16
6年生		6	5	5	5	5
(高学年 計)		95	87	86	83	84
確保方策		962	884	874	842	852
(低学年 計)		867	797	788	759	768
(高学年 計)		95	87	86	83	84

・放課後子供教室

【概要】

小学生を対象に、学校施設等を活用して、放課後や週末等に安全・安心な活動場所を提供する事業です。地域の方々の協力を得ながら、遊び、学習、さまざまな体験・交流活動を実施することで、子どもたちが地域社会の中で心豊かに、そして健やかに成長できる環境づくりを推進します。

【現状】

単位：日、箇所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数	347	218	219	369	436
実施学校数	7	7	6	8	8

【確保方策】

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施学校数	8	8	8	8	8
連携型	8	8	8	8	8
校内交流型	8	8	8	8	8
確保方策 計	8	8	8	8	8

連携型 学童保育及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

校内交流型 「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

【今後の方向性】

○放課後児童健全育成事業（学童保育）

- ・利用ニーズについては、総数としては現定員数で確保できる見通しですが、学童保育所ごとの入所児童数の急な増加にも柔軟に対応できるよう、さまざまな方策を講じていきます。
- ・学童保育所の安定的な運営に必要な人材を確保するため、運営者と連携しながら、学童保育所指導員の待遇改善につながる仕組みを検討します。
- ・学童保育所における子どもの育成支援の充実を図るため、学童保育所指導員に対する研修の実施や情報提供を行い、資質向上の機会を確保します。

○放課後子供教室

- ・全小学校区で、小学校や学童保育所等と連携しながら事業を実施します。
- ・学童保育所との連携については、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が参加できるよう地域ごとの課題や特徴、ニーズを踏まえて必要な支援に努め、連携を図ります。
- ・体験活動の支援、校区間の情報共有、運営スタッフに対する研修等を行うことで、円滑な運営を支援します。また、必要に応じて学童保育所との合同による研修を行い、双方の連携を図ります。
- ・より多くの地域住民の理解と協力のもとで、より多くの児童が参加できるよう、さまざまな場で事業の周知を図ります。

○共通

「放課後児童対策パッケージ」及び今後の国の方針に沿って、学童保育所と放課後子供教室の連携による事業実施を推進し、放課後の子どもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【概要】

家庭における子どもの養育がさまざまな事情で困難となった場合において、宿泊を伴つて一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

【現状】

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ 年間延べ利用日数	0	0	0	44	32

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38	37	37	36	36
確保方策	38	37	37	36	36

【今後の方向性】

支援を必要としている家庭を利用につなげることで、家庭の負担を軽減し、子育てを支援していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

安心して子育てができるよう、保健師、助産師及び保育士などが、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、養育環境等を把握するとともに、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスに繋げます。

【現状】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問人数	446	456	439	417	381

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	391	384	378	372	368
確保方策（実施体制）	市が直接実施（保健師、助産師、保育士等）				

【今後の方向性】

引き続き専門職が乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児不安の軽減を図ります。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師、助産師及び保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

【現状】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問人数	54	75	160	349	253

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250	245	242	238	235
確保方策（実施体制）	市が直接実施（保健師、助産師、保育士等）				

【今後の方針性】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断された家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、つどいの広場「でんでんむし」、ミニつどいの広場、市内3か所の児童センターにおいて、子育てひろば事業等を実施しています。

【現状】

単位：人回

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用回数	12,484	4,676	4,541	6,513	8,462

【量の見込みと確保方策】

単位：人回、箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,761	9,641	9,793	9,641	9,512
確保方策	5	5	5	5	5

【今後の方向性】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てができる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

ア.幼稚園等における在園児（1号認定）を対象とした
預かり保育事業

【概要】

幼稚園、認定こども園の在園児（1号認定）を、通常の教育時間の前後や土曜日、夏休み等の長期休業期間中において保育する事業です。

【現状】

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園等における在園児（1号認定）を対象とした預かり保育	58,678	57,097	67,335	61,542	67,112

※市外在園児を含む

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33,854	32,623	30,855	29,648	29,312
確保方策	33,854	32,623	30,855	29,648	29,312

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、教育時間以外に子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした保育ニーズに対応するため、引き続き預かり保育事業を実施します。

(8) 一時預かり事業 イ.未就園児を対象とした一時預かり事業

【概要】

保護者の冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未就園児を、認定こども園等において、一時的に保育する事業です。

【現状】

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就園児を対象とした一時預かり	4,232	3,093	2,319	2,081	2,126

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,057	2,946	2,786	2,677	2,647
確保方策	3,057	2,946	2,786	2,677	2,647

【今後の方向性】

保護者の冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のため、一時的に子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした保育ニーズに対応するため、引き続き一時預かり事業を実施します。

(9) 病児保育事業

【概要】

病気または病気の回復期にある子ども（病児）を、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	475	318	722	742	1,372

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,462	1,418	1,390	1,348	1,335
確保方策	1,462	1,418	1,390	1,348	1,335

【今後の方向性】

病気または病気の回復期にある子ども（病児）を一時的に預けられる環境が必要とされています。こうした保育ニーズに対応するため、引き続き関係機関・近隣自治体と連携を図りながら、病児保育事業を実施します。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な預かり等、子どもの健やかな育ちを地域で支援する事業です。

【現状】

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用実績	230	42	137	229	132

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	161	157	156	151	147
確保方策	161	157	156	151	147

【今後の方向性】

多様化するニーズに適切に対応するため、提供会員の確保に努めるとともに、講習会の実施等により資質向上を図ります。

(II) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の健康の保持及び増進を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診券を交付します。

【現状】

単位：人回

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診回数	5,610	5,267	5,516	4,708	4,267

【量の見込みと確保方策】

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,692	4,608	4,536	4,464	4,416
確保方策	4,692	4,608	4,536	4,464	4,416

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診を促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図ります。

また、受診対象者全員が受診できるよう、見込まれる量に対して体制を確保します。

(12) 産後ケア事業

【概要】

出産後、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、母親のからだとこころのケアや育児サポートを実施する事業です。
市が委託する医療機関等において宿泊や日帰りでケアや相談が受けられます。

【現状】

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（延べ人数）				30	63

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	112	110	108	107	106
確保方策	112	110	108	107	106

【今後の方向性】

実施医療機関等を拡充するなど、産婦の利用ニーズに合ったサービスを提供し、見込まれる量に対して体制を確保します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	279	274	271	266	261
確保方策(延べ)	279	274	271	266	261

【今後の方向性】

支援が必要な家庭を把握し、利用につなげることで、家庭がかかえる不安や悩みの軽減を図ります。

(14) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(15) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワーク等を通じて、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	12	12	12	12
確保方策	10	12	12	12	12

【今後の方向性】

従来から同様の取り組みを行っており、令和6年度からは子ども家庭センターにて実施します。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯等に対して給食費の副食費への助成を実施します。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園等における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図ります。

計画の推進体制

I 計画の推進

本計画は、子ども・若者の健やかな育成と、社会生活を円滑に営むための支援に関する総合的な計画です。教育、保育、福祉、保健、医療、防犯、防災、生活環境など、広範な分野にわたるため、子ども家庭センターをはじめとする各部署の連携のもと、計画を総合的に推進します。

計画を推進するにあたっては、行政だけでなく、子ども・若者を中心に、市民、学校、地域支援団体、事業者、保護者がそれぞれの立場で役割を認識し、「子どもまんなか社会」の実現に向けて一体となって取り組むことが必要です。そのため、相互に連携しながら、協力体制の構築に努めます。

すべての子ども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を実現、維持できるよう、古賀市全体で子ども・若者に関するさまざまな取り組みを推進します。

2 子どもの意見を尊重した施策の推進

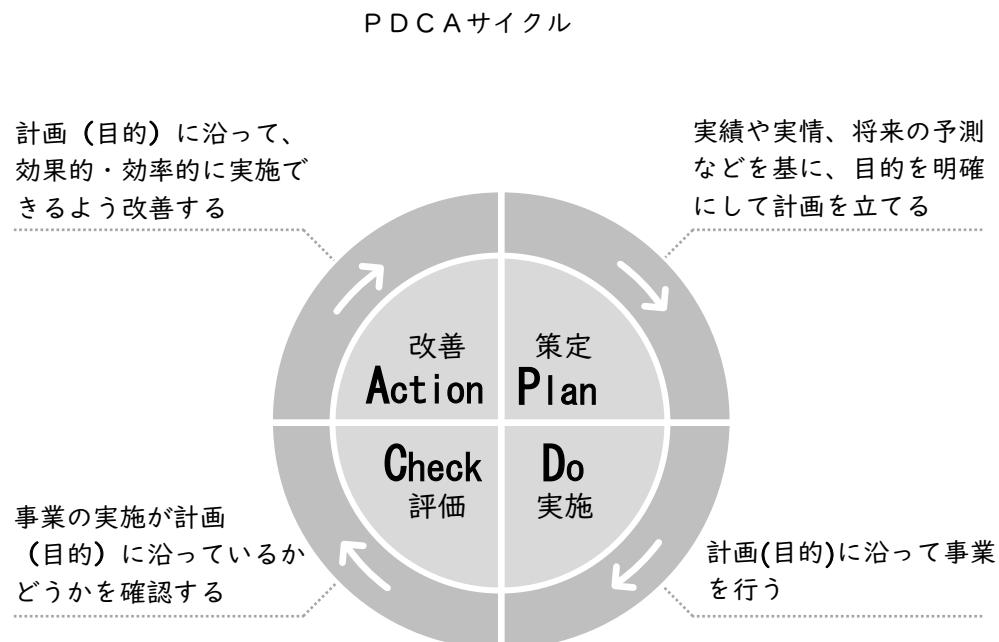
令和5年4月に施行された「こども基本法」では、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されています。また、令和6年3月には、こども家庭庁から「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」で、国および自治体が子ども・若者の声を聞きながら、より良い意見反映を行うための在り方が提示されました。

本計画の策定にあたっても、子ども・若者本人へのアンケートの実施や子ども・若者ワークショップの開催を通じて、意見を聞く機会を設けました。直接意見を聞くことで、子どもや若者の状況やニーズをより的確に把握することができます。また、子ども・若者の年齢や発達の段階に応じて、簡単に言葉にできない、声をあげることができない子ども・若者たちの声に耳を傾けることも重要であるため、代弁者となる保護者、教育・保育現場、支援者などの声を聴いていくことも必要です。本計画に掲げる施策がより実効性のあるものとなるよう、今後も子ども・若者の意見を尊重しながら取り組みを進めていきます。

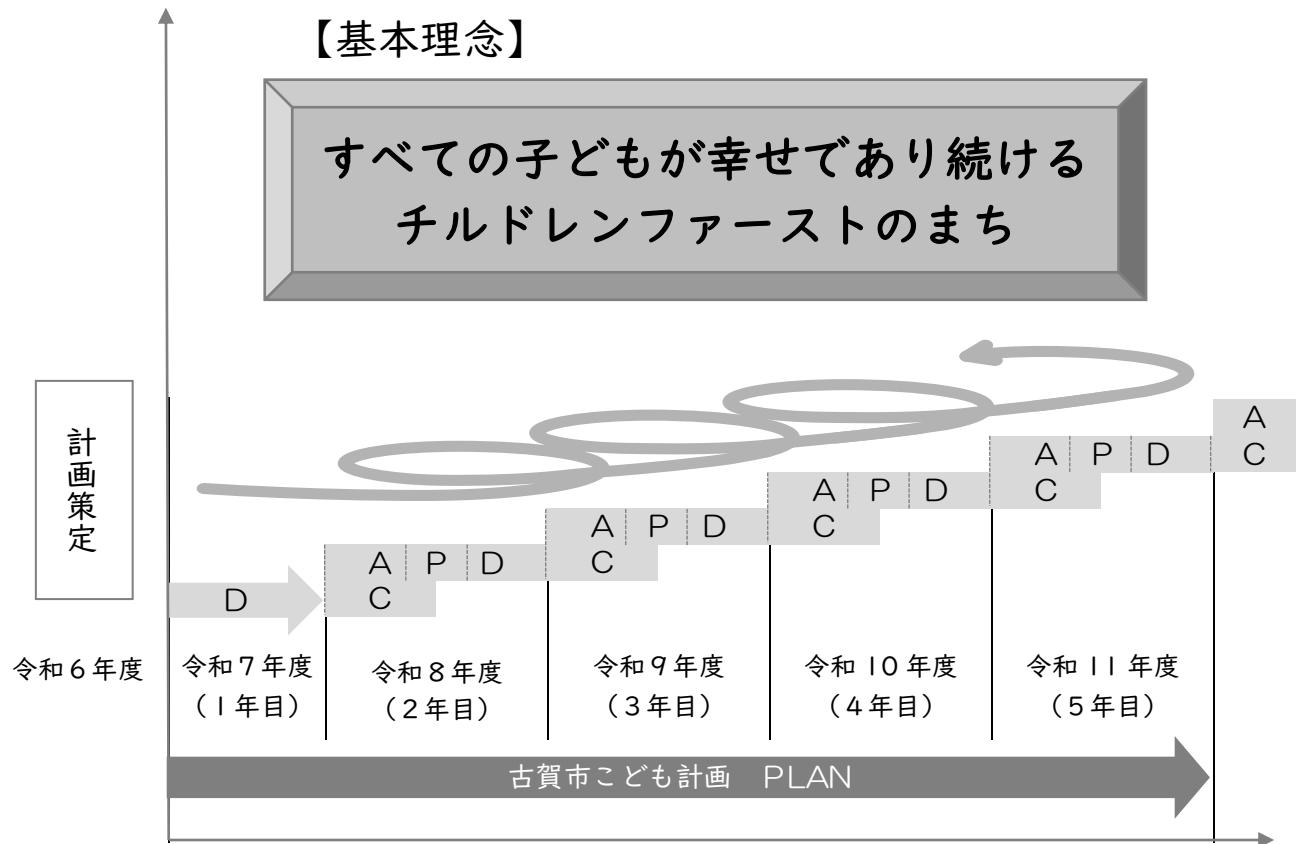
3 実施状況の進捗管理

本計画の適切な進捗管理を行うために、次のように取り組んでいきます。

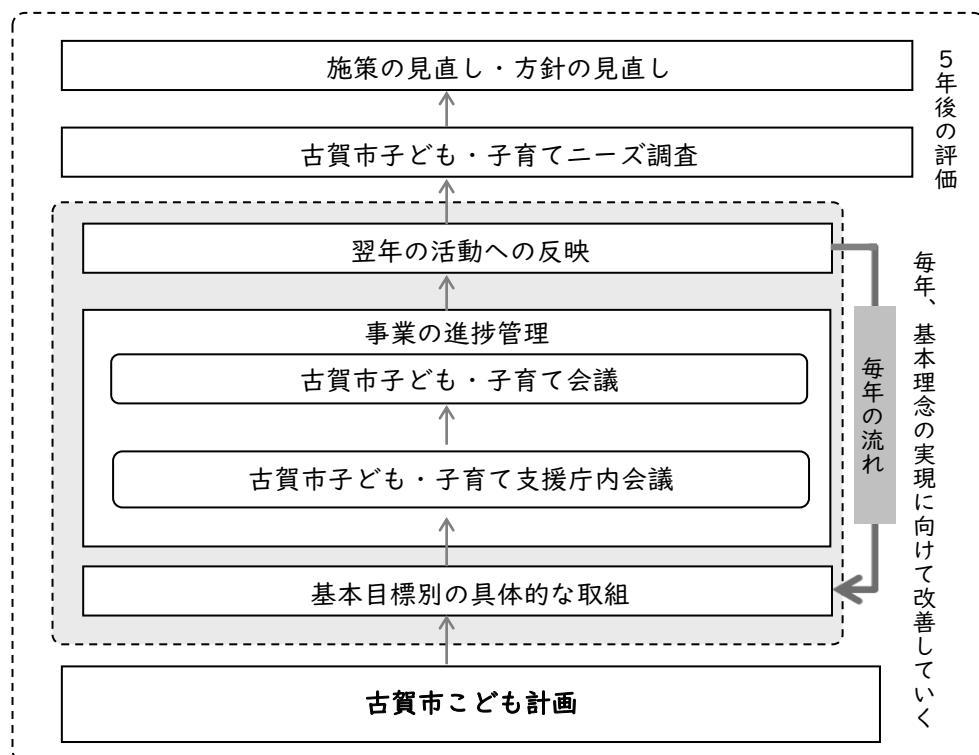
- (1) 庁内の関係各課で構成される「古賀市子ども・子育て支援庁内会議」並びに学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者及び保護者などで構成される「古賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）」において、毎年、担当課による評価（行政評価）を基に事業の進捗状況等を確認していきます。進捗管理にあたっては、事業の目的や目標などを再確認しながら、新たな連携の可能性を探るなど、事業を効果的に推進する方法についてPDCAサイクルを回しながら検証し、改善に向けた取り組みを進めていきます。
- (2) 計画に定めた「量の見込み」が実情と大きく乖離し、変更が必要と判断される場合は、計画期間の中間年（令和9年度）を目安に計画の見直しを行います。
- (3) 計画の見直しが必要な場合は、子ども・子育て会議で審議し、意見を聴取します。
- (4) 本計画は「こどもまんなか社会」の実現に向けた総合的な計画であり、市全体で施策を推進するため、市のホームページや広報媒体を活用し、計画の実施状況に関する情報を周知します。



事業実施のイメージ



実施のイメージ



4 計画の周知

本計画の進捗状況は、年に1回、市ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、市広報紙や市ホームページで周知します。

5 進捗をはかる指標

本計画でめざす基本理念と、「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、指標を設定し、その評価、改善、検討を行います。

(1) 成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、令和6年度に実施した市民アンケートの回答などをもとに22の成果指標と、今後めざしていくべき方向性を設定します。

○基本目標Ⅰ 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

| -A：妊娠前から幼児期まで

成果指標	現状	めざす方向性
就学前児童の保護者で、子育ての環境や支援への満足度について、「やや不満」、「満足度が低い」と回答した人の割合	21.1%	↓

| -B：学童期・思春期

成果指標	現状	めざす方向性
小学生の保護者で、子育ての環境や支援への満足度について、「やや不満」、「満足度が低い」と回答した人の割合	22.6%	↓
小学生で朝食を「毎日食べる」と回答した児童の割合	79.5%	↑
中学生で朝食を「毎日食べる」と回答した児童の割合	80.5%	↑

| -C：青年期

成果指標	現状	めざす方向性
普段の外出の頻度が低い若者の割合	5.5%	↓

○基本目標2 チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

2-1：子ども・若者を権利の主体として尊重

成果指標	現状	めざす方向性
就学前児童の保護者で、子どもの権利について「名前も内容も知っている」と答えた人の割合	40.2%	↑
小学生児童の保護者で、子どもの権利について「名前も内容も知っている」と答えた人の割合	39.8%	↑
就学前児童の保護者で子どもの意見や要望を聞き、取り入れるよう意識することを「常にしている」と答えた人の割合	54.0%	↑
小学生児童の保護者で子どもの意見や要望を聞き、取り入れるよう意識することを「常にしている」と答えた人の割合	44.9%	↑

2-2：多様な居場所づくりの推進

成果指標	現状	めざす方向性
放課後自宅でひとりで過ごすことが1番多いと答えた小学生の割合	11.1%	↓
放課後自宅でひとりで過ごすことが1番多いと答えた中学生の割合	14.5%	↓

2-3：子どもの貧困対策の推進

成果指標	現状	めざす方向性
小・中学生の保護者で、現在の生活状況について「やや苦しい」「大変苦しい」と答えた人の割合	42.7%	↓

2-4：障がいのある子ども・若者の支援の充実

成果指標	現状	めざす方向性
住みよいまちづくりに必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくる」と答えた人の割合	53.1%	↓

2-5：児童虐待防止対策の推進、自殺対策の推進

成果指標	現状	めざす方向性
中学生で家族の中にお世話（ケア）をしている人が「いる」と回答した生徒の割合	6.2%	↓
小学生で悩みを「相談できない・相談したくない」と回答した児童の割合	9.4%	↓
中学生で悩みを「相談できない・相談したくない」と回答した生徒の割合	3.7%	↓

2-6：安心して外出できる環境の整備

成果指標	現状	めざす方向性
就学前児童の保護者で、子どもと外出する際に、「特に困ることはない」と回答した人の割合	12.5%	↑
小学生児童の保護者で、子どもと外出する際に、「特に困ることはない」と回答した人の割合	21.4%	↑

○基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

3-1：子育て世帯の経済的負担の軽減

成果指標	現状	めざす方向性
小・中学生の保護者で、現在の生活状況について「やや苦しい」「大変苦しい」と答えた人の割合	42.7%	↓

3-2：地域における子育て支援の充実

成果指標	現状	めざす方向性
就学前児童の保護者で子育てサークルなどの自主的なグループ活動に参加していないと回答した人の割合	85.7%	↓

3-3：ライフ・ワーク・バランスの促進

成果指標	現状	めざす方向性
子どもが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したと回答した人の割合	67.2%	↑

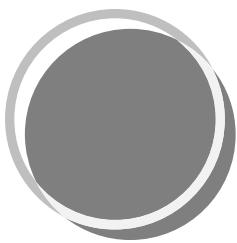
3-4：ひとり親家庭への支援

成果指標	現状	めざす方向性
子育ての悩みや不安を相談できる人がいないと回答した人の割合	1.0%	↓

(2) 参考指標

計画期間中において、本市における子ども・若者や子育て世帯の置かれた現状とめざしていくべき方向性を把握するため、29の参考指標を設定します。

参考指標		現状 (R4 実績)	めざす方向性
1	出生数	409人	—
2	18歳未満の子どもの数	9,988人	—
3	乳児家庭全戸訪問率	99.5%	→
4	専門職による保健指導・相談支援件数	1,889件	→
5	保育所待機児童数（年度当初4月）	0人	→
6	将来の夢や目標を持つ生徒の割合	72.5%	↑
7	35人以下学級達成率	100%	→
8	古賀市標準学力調査結果の全国平均比 小6（国語）	99.5%	↑
9	古賀市標準学力調査結果の全国平均比 小6（算数）	100.2%	↑
10	古賀市標準学力調査結果の全国平均比 中2（国語）	101.1%	↑
11	古賀市標準学力調査結果の全国平均比 中2（数学）	102.7%	↑
12	肥満の子どもの割合 小学生（5年男子）	13.8%	↓
13	肥満の子どもの割合 小学生（5年女子）	10.7%	↓
14	肥満の子どもの割合 中学生（2年男子）	10.2%	↓
15	瘦身傾向児の出現率 中学生（2年女子）	3.8%	↓
16	児童センター来館者数	22,688人	↑
17	放課後子供教室参加児童数（延べ）	13,632人	↑
18	(障がい者本人、家族、親族等からの)相談件数	2,499件	↑
19	障がい者支援センター「咲」延べ利用者数	3,383人	↑
20	特別児童扶養手当受給世帯数	187世帯	—
21	子ども家庭相談延べ件数	282件	↑
22	要保護児童対策地域協議会対応延べ件数	687件	↑
23	凶悪・粗暴・知能犯の認知件数	凶悪犯 1件 粗暴犯 26件 知能犯 11件	→ ↓ ↓
24	交通事故発生件数	241件	↓
25	児童手当等給付世帯数	4,439世帯	—
26	親子交流事業への親子の利用者・参加者数	10,370人	→
27	乳幼児親子交流支援事業 父親の参加数	33人	↑
28	児童扶養手当受給世帯	515世帯	—
29	ひとり親家庭等相談件数	83件	↑



参考資料

I 古賀市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日
条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、古賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(改正（令6条例第6号）)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理し、その結果を市長に答申するものとする。

(1) 法第72条第1項各号に規定すること。

(2) こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定による計画をいう。）の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援等（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援及びこども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(改正（令6条例第6号）)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援等に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者

(3) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(改正（令6条例第6号）)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども家庭センターにおいて処理する。

(改正（令6条例第6号）)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

[省略]

附 則(令和5年3月29日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 計画策定の経緯

項目（年月日）	内 容
令和6年度	第1回子ども・子育て会議 (R6.4.22) ・委嘱書交付 ・会長の選任及び職務代理者の指名 ・こども計画の策定について（諮問） ・こども計画の策定について 策定スケジュール、アンケート案について
	ヒアリング調査 (R6.5.26) ・子ども・若者ワークショップ
	アンケート調査 (R6.5.27～6.21) 【就学前児童の保護者】市内在住の就学前児童の保護者 【小学生の保護者】市内在住の全小学2・4・5年生の保護者 【小学生】古賀市立小学校に通う全小学6年生 【中学生】古賀市立中学校に通う全中学3年生 【小・中学生の保護者】古賀市立小学校・中学校に通う 全小学6年生、中学3年生の保護者 【子ども・若者】市内在住の16歳から39歳の方
	ヒアリング調査 (R6.6.29) ・地域支援者グループヒアリング
	第2回子ども・子育て会議 (R6.8.8) ・子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度施策の取組の進捗状況について ・こども計画施策体系案について アンケート結果報告書（速報版）
	第3回子ども・子育て会議 (R6.10.21) ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について (諮問・答申) ・こども計画素案について
	第4回子ども・子育て会議 (R6.12.10) ・こども計画素案について
	第5回子ども・子育て会議 (R7.1.10) ・こども計画（案）について
	パブリック・コメント実施 (R7.2.3～R7.3.4) ・古賀市こども計画（案）についての市民の意見募集
	第6回子ども・子育て会議 (R7.3.19) ・古賀市こども計画（案）パブリック・コメント実施結果について ・答申書について
	答申 (R7.3.26) ・古賀市こども計画についての答申書を市長に提出

3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿

任期2年：令和6年4月1日～令和8年3月31日

区分	氏名	団体等
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	◎ 森 保之	福岡教育大学大学院 教授
	阪木 啓二	九州産業大学 准教授
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	上野 加佳	社会福祉法人光会 花見光こども園 園長
	伊豆 剛直	学校法人伊豆学園 天照幼稚園 園長
	薄 秀治	学校法人すすき学園 理事
	倉掛 小竹	社会教育委員
	梯 裕子	発達支援関係者
	谷口 和也	福岡県公立古賀竟成館高校 校長
	村山 公之	古賀市立古賀中学校 校長
	江口 裕規	古賀市立花鶴小学校 校長
	末次 威生	古賀市青少年育成市民会議 会長
	前野 恵理	古賀市障がい者生活支援センター「咲」相談員
保護者	小川 真理子	民生児童委員
	牧 幸子	公募委員
	石田 愛美	公募委員

◎印は会長

古賀市こども計画の策定について (答申)



令和7年3月
古賀市子ども・子育て会議

令和7年3月26日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市子ども・子育て会議

会長 森 保之

古賀市こども計画の策定について（答申）

令和6年4月22日付6古子家発第123号にて諮問された「古賀市こども計画の策定」について、当会議において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。
なお、本計画の推進に当たり、下記の点に留意されたく附帯意見を添えます。

記

- ・子ども・若者の権利の尊重については、市全体で取り組みを進める必要があるため、啓発や研修など具体的な事業展開については、全局的に取り組まれたい。
- ・子ども・若者の権利に関して、子どもの意見を取り入れているかどうかだけでなく、どのように取り入れているかという質的な面での評価についての把握に努められたい。
- ・子ども・若者に関する事業を実施する場合は、目的に応じて子ども・若者の意見を聴きながら意見の反映、フィードバックをされたい。また、声をあげにくい子ども・若者の意見の反映のために、代弁者である保護者、保育・教育現場、支援者の声の聴取に努められたい。
- ・地域と行政が一体となり、地域の公民館などを活用した地域における子育ち、子ども支援の充実を図られたい。
- ・古賀市の子育て支援に関する情報について、さまざまな方法により市内外への情報発信に努められたい。
- ・学校教育現場において、教員不足による子どもたちへの教育の質の低下を招くことがないよう、引き続き体制の整備に取り組まれたい。
- ・既に生まれている子どもや、子育て世帯に対する施策も重要であるが、少子化対策やこれから生まれてくる子どもたちを意識した古賀市独自の施策の推進にも努められたい。

以上

5 用語集

【ア行】

用語	説明	ページ
育児休業制度	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。	47
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。	57
インクルーシブ教育	国籍や人種、言語、性別、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもがともに学び合う教育のこと。	53,65
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。	目次,3,52,53, 54,55,102,105

【カ行】

用語	説明	ページ
企業主導型保育事業	企業主導型の事業所内保育事業のこと。さまざまな就労形態に対応することで認定こども園等の受け皿を増やし、育児と仕事の両立を促すことを目的としている。	75,76,77,78, 79
子育て応援センター	母子保健事業や子育て支援事業において、乳幼児健診の案内や子育て情報の提供などを通じて、妊婦さんや乳幼児のいる家庭を支援する人たちのこと。	56,69
こども基本法	子どもに関する施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。	1,2,3,52,102
子どもの権利	子どもが持つ人権のこと。子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもさまざまな権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も含まれている。	2,24,27,41,42 43,50,53,64, 106
子ども・子育て会議	古賀市子ども・子育て会議条例に基づき設置されている会議。子どもの保護者や子ども・子育て支援関係者、学識経験者等で構成されている。	5,103,104
子ども・子育て支援庁内会議	古賀市子ども・子育て支援庁内会議設置規程に基づき設置している庁内会議。事業計画案及びこども計画案の策定、事業計画及びこども計画の推進、進捗管理等を目的とする。	103,104
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。	1
子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。	1
子ども・子育て支援事業計画	自治体が、子ども・子育て支援に関する施策を体系的に進めるために策定する計画。地域の実情に応じて、保育や幼児教育、子育て支援の充実を目的としている。	2,3,5,42,44, 52,74

用語	説明	ページ
子ども・若者育成支援推進法	子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、基本理念、施策の基本となる事項等を定めた法律。平成22年4月に施行された。	1,2,3
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。	66

【サ行】

用語	説明	ページ
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成17年4月に施行された法律。	2,3
自己肯定感	自分の存在や価値を肯定的に受け止める感覚のこと。自分には価値があると思える気持ちのこと。	44
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援することを目的とする法律。関連相談機関の一つである児童相談所（第12条）や被害者を居住させ保護する施設の一つとして考えられている母子生活支援施設（第38条）について、規定されている。	2,72,97,98,99
出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1,000人当たりの、1年間の出生児数の割合を言う。	11
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。	75,76,77,78,79
食育	さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付ける教育のこと。	3,44,55,59
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。情報モラル教育には、個人情報の保護や人権侵害に関する事項、著作権等に対する対応が含まれる。	44
情報リテラシー	情報を正しく扱い、活用する能力のことです。具体的には、情報を収集・評価・活用し、適切に発信できる力を指します。	44
スクールカウンセラー	学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家のことで。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じる。	59
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に働き掛けて支援を行う専門職のこと。	59
生活困窮度	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあることの程度をいう。	46

【タ行】

用語	説明	ページ
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」といい、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた児童のこと。	108
チルドレンファースト	家族や社会のあり方として、子どもを守り育てることを最優先するという考え方をチルドレンファースト (children first) という。	目次, 52, 53, 54, 62, 104, 106
デジタルトランスフォーメーション（DX）	“Digital Transformation”の略称で、デジタル技術を活用して、サービスや業務、組織を変革すること。	1
等価世帯収入	世帯の所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。	46

【ハ行】

用語	説明	ページ
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	誰もが大切なパートナーや家族とともに安心して暮らせるよう、性的マイノリティのカップルや事実婚の関係にある方に加え、その子どもを含めた家族の関係を公的に証明する制度。	62
病児保育	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。	21, 57, 93
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	94
放課後子供教室	子どもを対象として、放課後や週末等に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験や交流などをを行う活動のこと。	60, 63, 69, 84 85, 86, 108
放課後児童健全育成事業（学童保育）	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。	74, 84, 85

【ヤ行】

用語	説明	ページ
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をなどを、日常的に行っている子どものこと。	29, 46, 66, 97
要支援児童	児童福祉法第6条の3第5項の規定に基づき、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等。	46, 57, 65
要保護児童	児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。	46, 66, 108

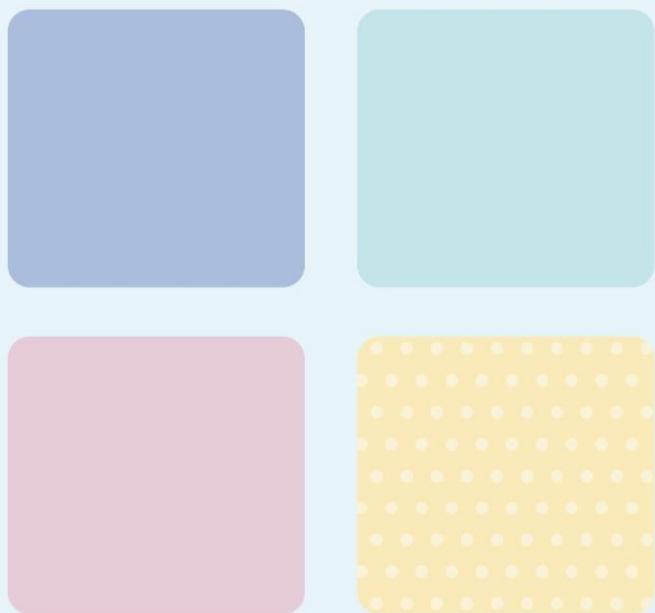
用語	説明	ページ
要保護児童対策 地域協議会	児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置する会議体のこと。要保護児童や要支援児童等の適切な保護及び支援を図るため、関係機関等により構成される組織。要保護児童等に関する情報の共有や支援内容の協議を行う。	46,108

【ラ行】

用語	説明	ページ
ライフ・ワーク・ バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。「ライフ（生活）が輝くワークバランス」という趣旨で、「ライフ」と「ワーク」をあえて逆にし、誰もが仕事以外の生活を大切にする必要があるというメッセージが込められている。	47,53,54,55, 70,107

【A~Z】

用語	説明	ページ
I C T教育	情報通信技術：Information and Communication Technology（インターネットやデジタル技術を利用した情報交換や処理のこと）を活用した教育のこと。	58
P D C Aサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルを回しながら業務を行う考え方のこと。	103



古賀市こども計画 令和7年3月発行

発行：古賀市

編集：古賀市 子ども家庭センター

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205